

日本近代会計成立史論考 (1)

久野秀男

目次

- 序章 この調査研究の目的と方法
- 第1章 複式簿記法導入期の諸事情
 - 第1節 大坂(阪)造幣寮「地金部」の複式簿記法の試用
 - 第2節 記数法と帳簿様式
 - 第3節 会計制度近代化の先駆
 - 第4節 初期の代表的簿記書の紹介
 - 第5節 会計近代化の系譜
 - 第6節 初期の商業教育の概況
- 第2章 銀行統一会計制度の生成と発展
 - 第1節 銀行の創設と銀行統一簿記組織の生成
 - 第2節 銀行統一簿記組織の影響
 - (1) 現金式仕訳帳制
 - (2) 伝票制度
 - (3) 残高式総勘定元帳と日計表の作成
 - (4) 簿記の慣用語
 - (以上、本号に収録、未完)

序章 この調査研究の目的と方法

明治初年から明治23年(1890年)頃までの時期を、歴史家は一般に、「明治の啓蒙時代」とよんでいる。経験的理性の尊重、実利的知識の貪婪な摂取、新しい文物・制度への素朴なまでの憧憬と旺盛な好奇心、既成の秩序の破壊と慣習や制度の中にある非合理性の徹底的な排除、そして、未来への進歩に関する無邪気な楽観、まさしく「迷蒙を啓く」その名

にふさわしい一時代であった。

日本の近代会計成立史の研究にとっても、この時代は、諸般の文物・制度の近代化の場合と同様に、その生成と発展にとって重要な意味をもっている。とくに、明治22年から23年にかけての時期は、ひとつの大きな転換の時期である。その最も象徴的な事件は、明治22年2月11日の「大日本帝国憲法」の発布であり、明治23年3月27日に公布の「商法」の制定であった。

近代会計の生成期ともみべき明治23年頃までは、後述するように、アングロ・アメリカン系の会計制度の圧倒的な影響をみることが出来る。そして、この時期は、国立銀行を中心とする銀行統一会計制度と、官庁統一金銭会計制度とが、ともに舶来の複式簿記法を基調として整備・確立していった時代であり、あたかも車の両輪のごとく作動して強力に会計制度の近代化を推進していった。その他、新興の近代的企業では、率先して複式簿記法を採用しており、その水準は、なかなか高度なものであった。その主な理由は、主として実務の面で、イギリス簿記・会計の影響を強く受けたためであり、産業革命期を経たイギリスにおける近代簿記の高い水準におうところが大きい。その実証研究については、別に『近代簿記の系譜』(学習院大学『経済論集』、第10巻・第1号)としてまとめておいた。

日本近代会計の生成期がまさに終らんとしていた時期に、わが国の会計制度は、思潮を

異にした他の強力な影響を被ることになった。フランコ・ジャーマン商法(大陸商法)の移植であり、これを媒体として、ここに大陸系の会計制度との混淆が生じたのである。暖寒二流の接するところには魚影が濃いといわれている。今日われわれが直面しており、解決を迫られている制度的課題の多くは、この時期にはじまっている。会計は、環境的諸条件の影響を受けた進化の所産であるといわれる。「昨日の会計」がまさしくそうであったように、「明日の会計」もまたそうである。

爾来、アングロ・アメリカン系とフランコ・ジャーマン系のこの二つの大きな会計の潮流は、明治後半期から大正・昭和の時代を通じて、日本の近代会計史の流れを決定づけた。

明治6年(1873年)に、奇しくも官民を代表するかのようになり、二種の簿記書が出版された。『銀行簿記精法』と『帳合之法』とである。爾後、おおよそ一世紀の歳月が流れた。われわれはまさしく、明確な問題意識をもって歴史を回顧し、「昨日の会計」を進化の過程としてとらえ、「明日の会計」の方向を展望すべき時期に到達しているようである。

この調査研究の方法と、それに関連して「史料」の取扱いに言及しておこう。

この調査研究では、具体的事実の実証を重んずることにしており、帰納的方法によって史的変遷ないし発展の方向を把握することに努めた。そこで、著者の考えている「実証」ということの意味を、あらかじめ明らかにしておきたいと思う。

史的研究にとって、徒らに実証主義に偏向することは、方法論として明らかに問題があり、今日、実証主義万能の思潮は、必ずしも史的研究の主流ではない。これは「史観」にかかわる問題であって、実証主義を金科玉条としていたのでは、その方法に限界がきたとき、一歩も前進できないからである。このことは、後述する史料の現状にてらして切実な

問題となる。また、瑣末な事象にとらわれていると、その内容が単なるエピソードの羅列に終る危険もある。「実証的」ということにはならない。日本近代会計の主潮流を、はっきり見定めた上で、史料の間隙を埋め、その発展の方向を正しく把握せねばならぬ。本来、実証とは、単なる断片的事実の羅列ではない。

いうまでもなく、史的研究の成否は、脈絡のとれた史料、論理的な推定によって脈絡のとれるように再編成した史料を、できるだけ多く集収し、正しく選択し分析して再構成することにかかっている。

会計史研究の第一級史料は、何にもまして個々の企業ないし事業が、現実に記帳していた帳票類および諸計表である。ところが、明治初年から四半世紀ないし一世紀におよぶ期間の営業日誌、諸帳簿、証憑、伝票、計表等を一貫して入手し見聞することは、例外を除き、至難のことである。とくに、戦災、合併、解散等の事情を考えると、後世にこの種の完備した史料をえることは無理なのかも知れないが、これら第一級史料の発掘を今後もつづけていきたい。

第二級史料として、「社則」、「執務規程」の類がある。創業時から長期間にわたって保存されてきたものもあり、後に「編成」したようなものもある。官制による事業や国の監督下にあった企業等では、法令・布達等によって会計関係規程の完備していることが多いから、割合に検討し易い。

第三級史料として、株式会社のような場合、株主総会に提出された「考課状」(「計算書類」)がある。ただし、この場合では、簿記組織の具体的な内容を推知しかねることもある。どうしても、決算財務諸表の検討やその年次比較が中心とならざるをえない。

第四級史料として、公刊された簿記・会計の書物がある。偶々、特定事業を対象としたものには、会計史の史料として有力に役立つ

ことがある。

これらの諸史料を、補完的に活用することによって、相当の成果を期待できる。

しかし、もともと、「史料」とは、悉くが後の研究者の眼からみてのものであり、先人が意識的に後世に伝えようとしたものでない場合が一般である。むしろ、特定の意図をもって再編成されたものには、編纂者の主観が入る余地が多く、かえって、事実を誤認する危険を伴うことすらある。一般論としていえば、史料価値の高いものほど、その存在が偶然によって左右された僥倖の所産である。この論考の副次的目的は、これ以上の史料の散逸をおそれ、ともかくも現状で可能な限り、手許の史料を体系的に整理しようとするところにある。そこで、紙幅の許す範囲で、本文中に原史料の一部(もしくは全部)を引用しておくことにする。

第1章 複式簿記法導入期の諸事情

第1節 大坂(阪)造幣寮「地金部」の複式簿記法の試用

慶応4年(1868年)閏4月27日、明治新政府は、太政官より「政体書」を公布させて、三権分立の中央集権政府の樹立を内外に宣言した。

去冬皇政維新纔ニ三職ヲ置キ続テ八局ヲ設ケ事務ヲ分課スト雖モ兵馬倉卒ノ間事業未タ恢弘セス故ニ今般御誓文ヲ以テ目的トシ政体職制被相改候ハ徒ニ変更ヲ好ムニアラス従前未定之制度規律次第ニ相立候訳ニテ更ニ前後異趣ニ無之候間内外百官此旨ヲ奉テシ確定守持根拠スル所アツテ疑惑スルナク各其職掌ヲ尽シ万民保全之道開成永続センヲ要スルナリ

慶応四年戊辰閏四月 太政官

政 体

大ニ斯国是ヲ定メ制度規律ヲ建ルハ御誓文ヲ以テ目的トス

- 一 広ク会議ヲ興シ万機公論ニ決ス可シ
- 一 上下心ヲ一ニシテ盛シニ經綸ヲ行フ可シ
- 一 官武一途庶民ニ至ルマテ各々其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス
- 一 旧来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基ク可シ
- 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起ス可シ

右御誓文ノ条件相行ハレ悖ラサルヲ以テ旨趣トセリ

- 一 天下ノ権力総テ之ヲ太政官ニ畀ス則チ政令ニ途ニ出ルノ患ナカラシム 太政官ノ権力ヲ分チ立法行政司法ノ三權トス則チ偏重ノ患ナカラシムルナリ
- 一 立法官ハ行政官ヲ兼ヌルヲ得ス行政官ハ立法官ヲ兼ヌルヲ得ス但シ臨時都府巡察ト外国応接トノ如キ仍ホ立法官之ヲ管スルヲ得

(以下省略)

時を同じくして政府は、旧幕時代以来、紊乱その極に達していた幣制を改革し、近代産業の育成・振興の土台となるべき新幣制確立が急務であることを痛感し、慶長以来の古金銀貨、外国通貨の分析調査をするとともに、造幣場の取調べを開始しており、当時香港の旧英国造幣局が廢局になっていたことに着目して、会計官参与三岡八郎(後の由利公正)に命じ、英商人グラバーと交渉させて旧英国造幣局の設備・機械の購入に当らせることにし、当時の横浜裁判所御用掛上野敬輔を香港に派遣してそれらを大坂(後に大阪となる)に移させた。これと並行して、英人建築家ウォートルスを雇聘し、大坂川崎村の旧幕府の敷地に工場の建設をはじめた。時に慶応4年8月であった。ところが、明治2年(1869年)11月14

日に火災で、工場もろとも設備類も大半を焼失するという災厄にみまわれた。長州藩と縁故のあった幕末の剣客斎藤弥九郎は、この時に会計官の役人として殉職している。

政府は、直ちに再建に着手し、英本国から新規に設備類を購入し、明治4年2月15日（新暦、4月4日）に、総工費95万5千2百余両の巨費を投じたわが国で最初の近代的工場である大坂造幣寮を完成させた。ここでの新鑄の貨幣は、5種の円形の金貨（二十円、十円、五円、二円、一円）、4種の円形の銀貨（五十銭、二十銭、十銭、五銭）および3種の円形の銅貨（一銭、半銭、一厘）で、十進法によった。

この造幣寮の首長となったのは、明治3年2月に招聘した英人ウィリアム・キンドルであり、同寮地金部勘定役には、キンドルの下僚であった縁故で、ポルトガル人のブラガ（V. Braga）が明治4年6月に就任した。なお、大正10年4月刊『造幣局沿革誌』および昭和6年11月刊『造幣局六十年史』によると、このブラガのほかに、英人スウェービーが計算方助役として就任しており、邦人の簿記方としては、三島為嗣と游竜鷹作とが任命されている。

ブラガは、明治4年6月に就任以来キンドル等の御雇外国人10名が奉職約定の満期で離職した後もひきつづき勘定役に留任したばかりでなく、明治8年3月には大蔵本省に転任し、明治11年7月に退職するまでの間、その在任期間を通じて複式簿記法を基調とする官庁金銭会計制度の創設に貢献したばかりでなく、明治6年末から開設の国立銀行、印刷局等で複式簿記法を採用した際には、彼の指導をうけた人々が有識者として多数招聘されており、直接・間接に影響するところは大きかった。ブラガの事歴については、西川孝治郎氏の後掲の書物と諸論文および第4章・第3節（5）の注記等を参照されたい。

ブラガが勘定役となった「地金部」では、寮内外の地金銀の「受渡」・「保管」に関する管理記録の方法として、重量（オンス）単位の

複式簿記記録を完備するという注目すべき事歴をのこすことになった。その帳簿組織は、「日記簿」（注・仕訳日記帳）・「原簿」（注・総勘定元帳）からなる主要簿と若干の補助簿からなる典型的なイタリア簿記の帳制を採用したもので、物品管理の領域に舶来の洋式の簿記の技法を試用したものであった。

この造幣寮の簿記については、神馬新七郎氏と西川孝治郎氏とによって、英文で海外にも紹介されている。前者は1937年10月号の『アカウンティング・レビュー』誌に、後者はリトルトン・ヤミー共編『会計史論集』（1956年刊）に、それぞれ収録されている。また西川氏の発見になる同寮初期の注目すべき史料『造幣簿記之法』は、雑誌『会計』第98巻の第1・2号に紹介されているほか、同氏の名著『日本簿記史談』（同文館刊）にもブラガに関し詳細な記事がある。

なお、明治32年8月刊、勝村栄之助著『経済学対照簿記学』の序文に、「官衙ノ会計ヲ整理スル為メニ簿記帳ヲ実務ニ応用シタルハ明治八年大坂造幣寮地金部ニ試用シタルヲ以テ嚆矢トス」とあるが、明治8年とあるのは誤解で、現存の造幣寮「原簿」第2号には明治4年からの記録がある。明治8年という年は、後述する大蔵本省で官金出納計算に複式簿記法を試用しはじめた時期である。

後述する官庁金銭会計の複式化に際して、「日記簿」・「原簿」の名称は、そのままひきつがれた。このほか、「国庫日記簿」・「国庫原簿」あるいは「出納日記簿」・「出納原簿」という名称は、今日の国や地方自治体の会計にまでひきつがれており、往時の名ごりを僅かにとどめている。

なお、「造幣寮事務取扱規則」によると、英和両だでの帳簿制によっていたことがわかる。すなわち、その第七・八則にいう。

第七則 各局ニ在ル計算記載役ヨリ差出シタル諸証拠書ニヨリ計算ノ事ヲ便利ナラシ

メンタメ英文ヲ以テ完備ノ簿冊ヲ編成スル事ヲ掌ル一人ノ士官ヲ任シ其事ヲ取扱ハシム可シ此簿冊ハ毎日出納ノ査合決算ヲ要スヘシ此簿冊ハ何時ニテモ外国士官首長ノ検査ヲ受け若シ整理セサルコトアレハ右首長此簿冊ハ何様ノ事故アルモ其局外へ携出スルヲ許サス

第八則 英文ニテ記載スル計算簿冊ノ照憑ヲ為スタメ其事ニ堪ユル日本士官ヲシテ其証拠書ノ原文ヲ根柢トシテ日本文ニテ計算簿冊ヲ記載シ置ク可シ此事ヲ為スニ便ナルカ為メ右ノ証拠書ハ双方ノ国文ヲ以テ之ヲ連記セシメタリ

大坂造幣寮地金部で試用の簿記制の日本近代会計史上の意義に関して、率直に私見をのべる。その内容は、前述のように、地金部における地金銀の受渡・保管にかかわる物的管理記録である。複式簿記法による企業簿記・会計の場合であっても、それを管理的機能の側面に限定してみれば、「貨幣量」の管理記録としての意味合から、共通した性格をもつとみることもできる。しかし、物量(オンス)単位の物品会計に試用したこの複式簿記法は、もともと、必然性ないし必要性に乏しいものであり、事実、爾後のわが国の物品会計に何らの影響力はもたなかった。むしろ、地金部勘定役ブラガが本省に転じた後の簿記教育や、彼の企画・立案にみるべきものがあり、明治8年末頃からスタートした複式簿記法を基調とする官庁統一金銭会計制度の決定的な布石となったことに、とくに重要な制度的意義を認めたい。このユニークな制度の実態、その展開のプロセスについては、後述する。

明治20年5月刊、河村可參編輯『新編官用簿記学精理』の緒言の一節にいう。

「我政府維新後大坂造幣寮地金部ニ於テ始テ記簿法ヲ執行セラレ而シテ其成績ヲ試ムルニ大ニ確實敏捷ノ結果ヲ見ルニ依リ続テ明治八年ニ至リ大蔵省此法ヲ経験シ内務省此法ヲ施

行セラレ総テノ簿冊ハ悉ク之ヲ西洋簿冊ニ改正ス」

(補注1) 大坂造幣寮の簿記に関して、大正10年4月刊『造幣局沿革誌』はいう。「本局は官立私立を問わず、大規模の製造工業に学術的方法を用い欧羅巴式の簿記法を採りたる権輿にして実に帝国中何れにも未だ見るを得ざる模範工場なりき」(13頁)。「神速にして正確なる複式簿記法を採用し、貸借の区別を明確にし証拠書日計表に依て勘定を査定せるか如き亦皆始めて本局に於て行へる所なり」(24頁)。

(補注2) キンドルとブラガの雇傭について、『大蔵省沿革誌・造幣寮編』から関連記事を抜書する。「明治三年二月二日西歴一千八百七十年三月三日英吉利国人『キンドル』ヲ招致シテ造幣首長ニ任シ東洋銀行其ノ雇用条約ヲ締定ス」(明治四年六月十五日葡萄牙国人ブラガヲ本寮ニ雇用シ、計算ノ事務ヲ掌握セシム)」

(補注3) 横井時冬著『日本商業史』(大正15年3月版)の273頁にいう。「我政府は慶応四年戊辰二月参与兼会計事務係三岡八郎、小原二兵衛の二人に宝貨改鑄の事を命ぜらる。よりて久世治作を擢げて貨幣改鑄取調の事務を専担せしめ治作の意見を採用して貨幣分析所を京都二条金座中に設け我邦慶長以来の古金銀貨を分析すると同時に欧州各国の貨幣五十余種をも分析して其品位量目の精粗優劣を審査して金譜一卷を作り太政官に呈す。ここに於て劃一純正の貨幣を新鑄すべきことに決せり。」

(補注4) 昭和35年9月29日『朝日新聞』は、浜田彦蔵(ジョセフ・ヒコ Joseph Heco)につき、「新聞の父 ジョセフ・ヒコ顕彰」のタイトルで、興味のある記事を報道している。その一節に、「ヒコは明治になってからも大阪造幣局建設にあたって香港から機械を安く入手して五代知事をよろこばせ」たとある。

第2節 記数法と帳簿様式

明治6年(1873年)以降、主として英米(とくに米国)の簿記書を粉本として日本語の簿記書が出版され、会計近代化に重要な啓蒙的役割を果たした。この種の簿記書の刊行は、明

治5年8月「学制」の公布による教育制度の近代化、明治5年11月「国立銀行条例」の制定による近代的金融機関の創設、明治8年末以来の国家財政会計制度の充実、さらには、朝野にみなぎる開化(欧化)思想の影響の下に、日をおって盛況を呈した。

西歐簿記書の移入・紹介に際して、当事者がひとしく苦心し昏惑したのは、数字の書体と帳簿の様式であった。わが国で最初の横野の洋式帳簿とみられるものは、前節の大坂造幣寮の帳簿で、その原簿は、英国風の「残高式」の形式による総勘定元帳であった。原簿2号によると、明治5年8月16日以降、「出」・「納」・「残」の各数字は、漢数字を改めてすべてアラビア数字による記数法を採用している。なお、参照頁欄の数字は、同帳簿の開始記帳日である明治4年11月25日から一貫してアラビア数字である。わが国における洋帳と洋式記数法の嚆矢とみてよからう。

銀行簿記の実務では、第一国立銀行で明治7年9月17日に初めてアラビア数字による記帳が行なわれているほか、官庁会計の場合では、明治9年大蔵省達第7号「簿記計算上使用ノ垂刺比垂数字書体ノ件」により、記数法の統一の改正が行なわれ、この記数法の普及に貢献した。第四国立銀行では、この年の「損益勘定概算一覽表」で、はじめてアラビア数字を用いている。

銀行と官庁の複式簿記法を基調とする統一会計制度のもとでは、比較的早い時期に洋帳(横野のもの)とアラビア数字の採用がみられた。『銀行簿記例題解式』(明治14年8月版權免許)第一巻・「凡例」の第九丁では、「数字ハ都テ垂刺比垂字ヲ用ヒ務メテ正確明瞭ニ記載スヘシ」とある。また、明治11年11月「計算簿記条例」の制定により、官庁(道府県をふくむ)の場合には、統一的な洋帳の様式が法定された。

しかし、法令や規則等で強制されていない一般の商社の簿記実務では、永い慣習に根ざ

した在来の和帳・漢数字を改めるのには、なお相当の年月を要した。このことは、今日われわれが想像するよりも、はるかに困難であり、洋帳・アラビア数字への移行は、まことに画期的な課題であった。明治11年頃の福沢諭吉の論文の一節にいう(出典・明治41年5月刊、山路愛山著『現代金権史』、163頁)。

「簿記法は大切なること故、民間に流行させたまことなれども、之を記するに横文の数字を用ひ左行の日本語を書き、遂に之を世間に流行せしむる見込あるべきやと問ふに、余輩には断じて其見込あることなし。草書を楷書に變じ、平仮名を片仮名にせんとするも、容易に行なわれ難き通俗世間の人民は、横文左行の簿記法を示すも、人民は其利害得失を問ふに違あらず、先づ其外見の体裁に驚きて之を避ることならん。故に今の横文字の簿記法は一家に便利なり、上等の社会に便利なり、学者の流に適すべし、官員の仲間に通ずべしと雖も人民の社会には適當せざるのみならず、却て其体裁の怪しきが為に法の実用をも嫌はしむるのもと云ふ可し」。明治開化の大先達であり、明治6年6月刊、『帳合之法』の訳者でもあった福沢の場合ですらかくのごとくであった。

明治初期の簿記書では、一般に、和帳・漢数字の洋式化には消極的であった。中には、次のような積極的な反対論もあらわれている。明治16年3月版權免許、前田貫一編『農業簿記教授書』の「付言」にいう。

「一日友人来リ此稿ヲ視テ曰ク近来吾邦上官衙ヨリ下銀行商社ニ至ルマデ苟モ簿記ニ従事スルモノ皆帳簿ノ体裁ヲ泰西ニ則トラザルナク紙ハ綿糸筆ハ鋼筆墨ハ墨汁ヲ用ヒ数字モ亦刺字ニ限ルカ如シ然ルニ此書何ゾ旧ヲ襲シテ其体裁ヲ改メザル乎ト余之ニ答テ曰ク吾邦元來善良ナル筆墨紙アリテ国人モ亦常ニ之ヲ使用スルニ慣レルハ弁ヲ俟タザルナリ何ゾ故ニ此自国ノ便益ヲ捨テ遽ニ彼レニ採ランヤ数字モ亦然リ」

また、明治14年9月刊、函師民嘉抄訳『簿記法原理』の緒言の一節には、洋帳の採用につき、次のような積極的意見をのべている。「西洋帳簿ハ却テ経費ノ冗ヲ増シ煩手ノ多ヲ致スノミト云フ説ヲ駁セント欲シ乃チ俚言俗語ヲ以テ再ヒ茲ニ贅述ス 夫レ西洋帳ハ多冗ノ入費ヲ要ストハ蓋シ品質上等ノ洋紙ヲ用ヒ加フルニ立派ナル表紙ヲ加フルヲ云フナルベシ然レドモ西洋帳モ必ス立派ナル表紙ヲ用ユルニ及ハス又上等ノ洋紙ヲ用ユルニモ及ハザルナリ若シ中等ノ和製洋紙ヲ用ヒ日本帳簿ノ如キ粗雑ナル表紙ヲ用テ製本スレハ何ソ又多分ノ入費ヲ要スルヲ患ヘン試ミニ見ヨ美濃紙ト中等ノ和製洋紙トハ副員同シケレハ其価ハ大抵同等ナルベシ而モ美濃紙ハ唯半面ヲ用ユル可ク洋紙ハ両面ニ用ユルヲ得故ニ美濃紙ニ三十行ヲ書載シ得ルトキハ六十行ヲ書載シ得ルノ便利アリ加之国字ニハ金額ヲ記入スルト垂刺比垂字ニ之ヲ書載スルトハ紙面ヲ要スル事亦大ニ差アリ……(中略)……是ニ由テ之ヲ云ヘハ西洋帳ヲ日本帳ニ比スレハ却テ入費ヲ減スルモ決シテ増スノ理ナルベシ然ルニ今西洋帳ハ入費多分ニシテ意ニ経済上ノ不便ニ帰スト云フハ是レ蓋シ旧習ニ固着スルノ妄言ナリ」

また、明治12年5月刊、秋元晋訳述『簿記法独学』の例言の一節にいう。

「編中金高を示すに西洋書字を用ひたり譬へば金五千元と書するには5,000金千五百三拾五円と書するには1,535とするの類なり然れども西洋数字を不便とするものに至りては素より我が数字を以て之れに代ふるも妨げなしとす」

本邦最初の私立銀行(注・「国立銀行条例」によらない銀行)である三井銀行(明治9年7月創業)の場合でも、全面的にアラビア数字を使用したのは、ようやく明治21年(1888年)11月である。昭和32年11月刊、『三井銀行八十年史』(109頁)はいう。

「明治二十年三月には、総長の後任に予定さ

れていた三井高保が益田孝と帯同して、欧米へ銀行業視察におもむいた。その結果の一つとして、翌二十一年十一月には、当時なお部分的に行なわれていた漢数字による簿記法を廃止して、洋式簿記に統一することを指令するなど、あらゆる面で積極的な発展を意図したのである。」

先進的近代企業であった銀行の場合でも、とくに地方銀行の場合などでは、補助簿の領域には和帳の時代が相当ながくつづくのである。主要簿・補助簿を通して完全に洋化の体裁をととのえるようになるのは、明治も末の頃であった。また、財務諸表とくに株主考課状にふくまれる会計報告書や処分議案では、明治・大正から昭和初期まで、多くの会社は、漢数字によっていた。

明治41年5月刊、山路愛山著『現代金権史』(前掲、163・4頁)は、先に紹介した福沢の所論にひきつづいて、次のようにのべている。

「然るに、天下第一の智慧者福沢先生の予言も思ひの外適中せず。今日にては田舎の小銀行にても横文の数字左行の日本文の簿記法を用ひて更に難儀の様子もなし」。ただし、この記事が書かれているのは、明治末年であることに注目されたい。

なお、簿記書のうちには、先掲の官庁の「計算簿記条例」布達の翌年に出版された明治12年6月刊、吳新一訳述『簿記学精理』のように、積極的に新しい記数法の採用にふみきったものもあった。序文の一節にいう。…「数字ハ原書ニ就テ羅句字(注・アラビア数字の意味に用いている)ノママヲ記載シタルハ諸官省簿記改正ノ布達(注・明治11年11月「計算簿記条例」のこと)ニ基キ専ラ学者ノ至便トナルノミ幸ニ訳者ノ疎漏ヲ咎ル事勿レ」

明らかに、官庁統一金銭会計制度の影響のひとつとみることができる。

第3節 会計制度近代化の先駆

ここでは、先駆的な近代企業の実況について

て概説しておく。詳細はいずれも別に『個別調査研究』でのべる。

わが国における最初の完備した株式会社は、明治6年(1873年)末から開設の国立銀行であったが、それに先立ち、すでに明治2年には、商法会所および通商会社・為替会社が設立されている。「社中」の出資は「差加金」と称した。なお為替会社については、次章の第1節でくわしくのべる。これらは、いずれも株仲間的な色彩が濃厚で、その実態は、往時の仲間組織を公認したものにすぎず、しかも、政府の強力な保護ないしは脅迫がましいおしつけがあったが、すべて短時日のうちに瓦解している。

国立銀行制度は、為替会社の失敗に鑑み、かねて懸案の金融制度近代化の第一歩として、明治4年5月アメリカから帰国した伊藤博文の主張するナショナル・バンク・システムに、イギリスの正貨兌換の方法を加味して採用されたもので、大蔵^{ダイザウ}大輔井上馨の裁断により、大蔵大丞^{ダイザウ}渋沢栄一が中心となり、「国立銀行条例」の編成が行なわれ、明治5年に公布された。同条例の施行細則を定めた「国立銀行成規」によって、国立銀行の会計手続に関し準拠すべき規程が設けられたが、さらに、新創の銀行業務の監督官庁である大蔵省は、計算・報告制の合理化を図るため強力に指導することとなり、明治6年12月に『銀行簿記精法』を公刊し、このほか、明治7年4月大蔵省銀行局に銀行学局を開設し、あるいは、明治10年12月から翌年9月まで『銀行雑誌』に「日本国立銀行事務取扱方」を公表し、また、明治10年6月には「国立銀行報告書差出方規則」・「同附録」、明治13年12月には「改正国立銀行報告書差出方規則」をそれぞれ制定している。かくして、国立銀行は、当局の強力な指導のもとにイギリス銀行会計の強い影響をうけながら、統一会計制度として出発し発展していくのである。

会計制度近代化の先駆として、国立銀行と

ならんで強い影響力をもったものに、明治22年頃までつづいた複式簿記法を基調とする官庁統一金銭会計制度がある。

明治19年7月刊、青柳源十郎著『簿記学独習』の序文の一節にいう。

「簿記法ノ我国ニ行ハルル日尚浅ク随テ之ヲ実施スル官省或ハ銀行会社ニ止マリ普通商店ノ如キニ至テハ措テ問ハザルノミナラズ却テ之ヲ以テ的切ニ非ズト為スニ似タリ呼何ゾ事理ヲ弁ゼザルノ基ダシキヤ思フテ此ニ至レバ実ニ長歎息セザルヲ得ス」

明治12年5月刊、秋元晋訳述『簿記法独学』の序文の一節にいう。

「今我官府資而用之於国帑之会計。意蓋在取長補短焉。於是乎。大商巨賈。又從倣之。」

なお、この簿記書の第七条「複式法書式」では、官庁の帳簿雛形を全面的に踏襲している。

明治11年12月版權免許、安倍迪造編『初学必携通俗簿記法』は、その緒言にいう。

「本邦簿記法ノ行ハルルヤ日未タ浅シ故ニ諸官署及ヒ銀行等ニテハ西洋ノ法式ニ模ヒ之ヲ施行シテ大ニ便益ヲ得ルニ至ルト雖トモ世間未タ此便益ヲ了知スル者甚タ稀ナルヲ以テ工商一般此法ヲ用フルニ至ラサルハ頗ル遺憾ト云フ可キナリ」

明治12年3月刊、鍋倉直著『国立銀行簿記一斑』の渋沢栄一の序文にいう。

「出納ヲ經理スル是ヲ会計ト曰フ会計ヲ条析スル是ヲ簿記ト曰フ簿記ノ法式尤其精致ヲ得ル是ニ由テ官衙ノ会計銀行ノ計算概ネ皆之ニ倣フ蓋其精致ニ就クナリ 方今簿記ノ書世ニ出ツル日一日ヨリ多シ然レトモ余未タ多キヲ厭ハスシテ其普ク行ハレサルヲ憂フルノミ何為ソ官衙ノ会計銀行ノ計算ノミ其精致ヲ要センヤ」

銀行と官省の統一会計制度については、それぞれ第2章以下でくわしくのべる。ここでは、以外の若干の近代的な新興の企業についてその概況を紹介しておこう。

明治3年6月、郵便事業の国営によってその特権的家業を奪われた旧江戸定飛脚問屋は、明治5年6月政府の被護のもとに合併し、貨物運送を専業とする陸運元会社として再出発することになった。この会社は「定則書」(定款に当る)に明らかなように、今日の株式会社の要素をほとんど具備した先駆的企業であった。例えば、役員(第六則・第七則)、株主総会(第八則・第九則等)、株式(第十五則)、決議権(第十六則)、配当(第十八則)、株式の譲渡(第十九則)、積立金(第二十五則)、決算報告書の提出・公告(第二十六則)等である。元会社という社名は、全国各駅の陸運会社と連絡し、その元締となって貨物運送の業務を發展させるという主旨にでたものであった。

旧江戸定飛脚問屋総代佐々木荘助に対する駅通頭前島密の説論文(明治5年4月)を引用すると、次のとおりである。

「信書通送の業は旧来定飛脚問屋の掌るところなりと雖も、今や政府は欧米各国の例に倣ひ、郵便法を国内に施行し、追って各国と郵便条約を結び、郵便線を世界に布かむとするを以て、郵便事業は将来行政上の特権に属すべきものなりと信ず。政府においても定飛脚問屋が祖先伝来の家業を失うと憫れみ、今後応分の保護を加へらるべきを以て、此際信書通送の業には全然断念し、貨物運送の業を専らと為すべし。元來貨物の運送は、郵便事業に次ぎ、人間の生活上必要欠くべからざる事業なれば、政府も其の事業を奨励し、其の發達を保護せざるべからず。同じく保護を加へざるべからざるものとせば、その方共飛脚問屋を保護し、当寮(注・駅通寮)の直轄たる御用達公社となし、郵便に属する貨物運送の御用を請負はしめむと欲す。宜しく政府の意を体して、去就を過つこと無く、転禍為福の道を講ずべし。」(『國際通運株式会社史』、69頁)

旧江戸定飛脚問屋は、明治5年5月、駅通寮に会社設立を出願し、翌6年株式組織の会社を設立して陸運元会社と称したのである。

各地に設置された「陸運会社」というのは、旧幕時代の駅伝制とくにその弊害の甚だしかった助郷制度を改革するという主意により、官設の伝馬所を廃して設けられたものであった。旧幕時代の伝馬所に代ったこれら陸運会社は、もともと民営の会社であったが、従前の官衙風の営業ぶりで営利会社としての実績があがらず、他方、依然として権柄づくの弊風あとをたたず、明治8年4月大久保利通内務卿の公達により解散せしめられた。その結果、陸運元会社は、各駅の陸運会社に代って、駅伝事業および運送事業を独占するに至り、社名を「内国通運会社」と改称した。この間の事情については、当時から、大久保の身辺をめぐるべくかくの噂もあったが、ここではふれない。

同社の決算(はじめは「結算」という用語によっている)は、前述のように「定則書」第二十六則にその定めがあったが、実際に決算報告書を作成したのは、明治12年4月で、その時に、明治7年1月1日から11年12月31日まで5年分(第1回~第5回)をまとめて株主に報告し公表している。この報告書本文中には、明治12年度第6回より複式簿記法の採用によって経理の改革を図った事情、減価償却制の実況等参考になる部分が多い。なお同社の後身である日本通運株式会社には、第15回「實際報告(明治20年度)」までの原本が本社の資料室に保管されている。この貴重な史料は、終戦直後に連合軍総司令部の舎屋に指定された同社が、短期間に立ちのきを命ぜられ、多くの書類が焼却されたとき、たまたま特志家が貴重な史料の滅失を惜み、持出して今日に残されたものであるといわれる。詳細な内容は、『個別調査研究』として別にのべる。

明治3年10月、岩崎弥太郎の創設になる回漕会社こま九十九商会は、明治6年3月三菱商社と改称され、土佐藩所有の船舶の払下げをうけ汽船会社としてその活動を開始した。明治

8年5月、三菱商社は、「社則」を改めて機構の改革を図るとともに、名称を「三菱汽船会社」とし、明治10年7月には、「郵便汽船三菱会社簿記法」を制定、複式簿記法による会計の近代化を推しすすめていった。その立案者は、慶応義塾の出身者で三菱財閥の基礎を固めたといわれた莊田平五郎(1841~1922)で、当時会計事務局長の職にあったと伝えられている。詳細は、『個別調査研究』として別にのべる。

セメント製造会社(後の小野田セメント)は、明治17年7月発足した株式会社である。当初から複式簿記法を基調とした近代的会計の仕組を備えている。なお、同社の第1回株主報告以来の「考課状」は、貴重な史料として完全な形で保存されている。原本は小野田の本社に、その写しは東京支社に保管されている。著者は、機会があってその写しに目をとおすことができた。とくに、財務諸表の変遷には、旧商法実施の明治26年前後を通じて、興味ある課題が多い。詳細は、『個別調査研究』として別にのべる。

現今の丸善株式会社の前身である丸屋は、明治2年1月に横浜新浜町に早矢仕有的により創設された。同社は、明治5年に株式組織になった新興の会社で、各地に書店、薬店、唐物店を開業した。丸屋商社が、当時まだ一般に理解されていなかった「株式組織」(社中)を採用したのは、福沢諭吉の指導によるものであると伝えられている。

明治6年に制定された『丸屋商社社則』第十二条の第三項に、「社中用ユル所ノ仕方ハ社中記帳法に記スルヲ以テ茲ニ略ス」とあり、この社中記帳法なるものを見聞する機会がないので、詳細は不明であるが、これが福沢諭吉訳『帳合之法』によったものであることがほぼ推定される。

さらに、丸屋では、社内で『帳合之法』を

教本とする複式簿記法を採用しただけでなく、これを普及するために、日本橋区通三丁目十四番地に開業した丸屋善七店において、明治6年7月上旬から、慶応義塾出版局から公刊された『帳合之法』(初篇明治6年6月刊)を教科書とする簿記法の講習をはじめている。

次に、当時配布された「引札」(広告)を掲げて参考に供する。なお、丸屋善七店は、丸屋善七を名義人とする店で、丸屋社中の一店である。横浜新浜町の店は、丸屋善八が名義人となっている。いずれも実在の人名ではない。

西洋帳合稽古報告

来ル七月上旬ヨリ通り三丁目丸屋社中ノ店ニテ稽古相始ム最モ書物ハ慶応義塾出版局ノ翻訳書(注『帳合之法』)ニテ教授スベシ

帳合稽古ノ外ニ日本算術ト種々ノ翻訳書ヲ教フベシ 帳合ノ稽古ハ望ミニ由リ原書ニテモ講スベキナリ

此稽古場ヲ開キシ主意ハ天下ノ人ニ西洋ノ帳合法ヲ知ラシメン為ナレバ帳合ノミヲ稽古シテ其外ノ訳書算術ノ教授ヲ受ケザルハ勝手ナレドモ訳書算術ノ稽古ノミシテ帳合ヲ学バザル人ハ入社ヲ許サズ

稽古ノ時間

帳合稽古 午前八時ヨリ九時半迄
算術稽古 同 九時半ヨリ十時半迄
訳書講義 同 十時半ヨリ十一時迄

稽古料

入社金 一両
月謝金 二両二分 三課ノ業ヲ受ル人
同 二両 帳合ノミヲ受ル人
休業 日曜日 但シ月謝ハ毎月一日ニ納ムベシ

稽古ヲ為シタキ人ハ今ヨリ左ノ場所ヘ姓名ヲ投シ置ベシ

明治六年六月
東京日本橋通り三丁目
丸屋善七店

第4節 初期の代表的簿記書の紹介

明治6年に、わが国で最初の簿記書が刊行された。『銀行簿記精法』と『帳合之法』とである。国会図書館の『明治期刊行図書目録』から所蔵の簿記書を総点検してその内訳を調べてみると、概算で約466点の簿記書があるが、その中で応用簿記書としては、銀行34点、官庁37点、農業15点、工業6点、鉄道5点、醸(酒)造5点、鉱業1点である。

主としてアングロ・アメリカン系の簿記書とくに米国の簿記テキストを粉本としたものが多い。また、前述のように、応用簿記の分野でも多岐にわたっている。

本節では、各分野の代表的な簿記書とみられるものを、とくに選んで紹介してみよう。

『帳合之法』(福沢諭吉訳、初篇明治6年6月刊、第二篇明治7年6月刊)

全4巻の和装本で、初篇は単式(「略式」と称す)、二篇は複式(「本式」と称す)の簿記書である。

この『帳合之法』という書名について、福沢は、明治20年3月刊の大坪文治郎著『実地応用簿記活法』によせた序文の一節でいう。「余カ西洋ノ原書『ブックキーピング』ヲ翻訳シタルハ明治六年日本開国以来初メテノ着手ニシテ……(中略)……其表題ヲ命スルモ當時簿記ノ二字サエ俗耳ヲ驚カサンヲ恐レ態ト帳合之法ト名ケテ上下二巻ヲ発兌シタリ」

原典は、Henry Beadman Bryant (1824~1892)、Henry Dwight Stratton (1824~1867)、Silas Sadler Packard (1826~1898)の共著になる‘Bryant and Stratton’s Common School Book-Keeping, 1871’である。なお、共著者の生没年は、ペントレー・レオナード共編『アメリカ会計文献目録』(1970年版)によった。

山路愛山は、前掲の『現代金権史』(41頁)でいう。

「先生(注・福沢)は士族なり、町人に非ず。

学者なり、店の番頭に非ず。しかつめらしく帳合の法を論じ、商売の道を語り、利息の勘定をすれど、畢意は梟の水練、炬燵の兵法にして黒人^{くろうと}より見れば随分冷笑すべきものありしならん」。これは酷評にすぎよう。この訳書のもった啓蒙的役割は、すこぶる大きいのである。

『銀行簿記精法』(アラン・シャンド講述、海老原濟ほか纂訳、明治6年12月刊)

全5巻の大型和装本で、明治5年10月に大蔵省紙幣寮付書記官として招聘された英人銀行家シャンド Alexander Allan Shand の講述を底本としたものと伝えられている。私蔵のもの^の和紙カバーの偶に、「定価一円三十七銭五厘」の朱印がある。この書物は、「諸帳面・申達書」の解説を中心としたもので、一般の定石的な簿記の『テキスト』とは大いに趣を異にしている。詳細な解析は、第3章の第2節で行なう。

『銀行簿記例題』・『銀行簿記例題解説』

いずれも大蔵省銀行課の編纂になるものである。『銀行簿記例題』は上・下2冊の小型和装本で、明治12年4月10日版權免許となっている。明治7年に少壯の官吏より選任された「學員」に銀行簿記法および経済学等の銀行に必要な諸学を教授する目的で組幣寮銀行課内に銀行学局が開設され、この学局は明治10年に銀行伝習所に引継がれた。伝習所は、銀行・諸会社および官庁の求めに応じ、簿記法を普及する目的で、自費生を外部から募集したので、銀行所在府県の掛吏員や各銀行会社派遣の講習生が多数この伝習所に学び、公私にわたって簿記法の普及に資する所が大きかった。『例題』の序文で、銀行課長岩崎小次郎はいう。

「銀行ノ始メテ我国ニ興ルヤ実ニ明治六年ニ在リ 当時首トシテ英人暹度氏ヲ旧紙幣寮ニ聘シ銀行計算ノ簿冊書式ヲ編製セシメ訳シテ之ヲ刊行ス 銀行簿記精法即是ナリ 我国銀行簿記法ノ濫觴トナス 翌七年新タニ銀行学

局ヲ該寮ノ銀行課中ニ開キ教官ヲ置キ生徒ヲ募リ簿記精法及會計須要ノ諸科ヲ教授セシメ八年一月中又通學生若干ヲ加フ 十年一月銀行課ヲ本省ニ移スニ當リ更ニ伝習所ヲ設ケ簿記精法ノ密ニ過キ稍解シ難キノ憾アルヲ以テ藤尾録郎田中二郎ノ二氏ニ命シ再ヒ簿記例題ヲ編製セシメ益々生徒ノ員ヲ増シ且各銀行ニ許スニ伝習人ヲ入学セシムルヲ以テシ二氏ヲシテ教授ノ任ニ膺ラシム」

『例題』では、「凡例」によって帳簿記帳の手續を解説しており、取引例題が詳細に示されている。帳簿はすべて原始記入帳 ‘book of original entry’ のみであり、また、決算の説明や報告書の解説はない。

『例題解式』は、明治14年8月1日版權免許となっており、全4巻の大型和装本である。『例題』の解答編であり、全帳簿の記帳事例が具体的に明示されているのみならず、この本の副題が「記入式及半季決算法」とあり、決算の解説が加筆されている。『例題』には姿をみせていない ‘book of final entry’ としての「総勘定元帳」がその姿をあらわしている。『精法』が諸帳面・申達書を中心としたものであるのに対して、『例題解式』では、「凡例」の冒頭に、「本書ハ大蔵省銀行局編纂銀行簿記例題ニ基ツキ之レカ記入式及半季決算法ヲ示シタルモノナリ」とあるように、日々の記帳事務から決算報告書の調製に至る一連の会計手續が例題にそくして詳細に示されているのみならず、本支店取引の会計手續についても詳細な解説が加えられている。これらの会計事務手續は、おそらく当時の最も進んだ銀行実務を反映したものであろう。また、ここに示された銀行会計実務は、爾後、急速なテンポで数多く創設された国立銀行における会計の手本として永くその影響を及ぼしており、例えば、明治29年5月に刊行された大場多市著『簿記 實用銀行簿記例題』(全2巻、和装本)にも、全体の構成、記帳手續等がそっくりそのまま継承されている。

『銀行簿記例題』について、当時の『東京經濟雜誌』(明治12年12月)に次の記事が見られる。

「該書は大蔵省銀行課において、金銀出納の簿記法を該課生徒に教授せられんがため御編纂相成り、實際有益の問題数百種に下らず。銀行諸会社並びに學校生徒等苟も簿記學に志あるものこの書について研習せば、頗る應用の才を長ずるのみならず、簿記の精密を得大に世の經濟を助くるや必せり。」

『国立銀行簿記一斑』(鍋倉直著、明治12年3月版權免許)

小型の洋装本である。版權免許の日付は、前掲の『銀行簿記例題』・『同解式』のそれに僅かに先立っている。内容は、『精法』以来の伝統的な「現金式仕訳法」を採用しておらず、また、『精法』以来の伝統的な帳簿の名称、様式、システム、これらに悉く相違している。渋沢栄一の序文もあり、銀行簿記の専門家ともいふべき藤尾録郎とあるくらいであるから、勿論、いかげんな内容のものではない。しかし、これほど後の銀行会計の実践と隔絶した本も珍しいので、あえて紹介しておく。なお、主要簿の名称は、官庁簿記と同じで、「日記簿」・「原簿」としている。

『馬耳蘇氏記簿法』・『馬耳蘇氏複式記簿法』(小林儀秀訳、明治8年3月、明治9年9月刊)

明治5年8月にフランスの制度を模して公布された「学制」によって、新教育制度のもとで教課科目として「簿記」が小中学校で教授されることになった。その教本として、Christopher C. Marsh (1806~1884) の簿記書 ‘A Course of Practice in Single-Entry Bookkeeping’ および ‘Science of Double-Entry Bookkeeping’ (1871) を訳述し、文部省から刊行されたものが『馬耳蘇氏記簿法』(2巻)、および『馬耳蘇氏複式記簿法』(3巻)である。何れも小林儀秀の翻訳になるもので、大型の和装本であるが、別版としては小型の洋装本もある。著者の手許にあるものには、

「第六大学区新潟県管内第八中学区第十一番小学」という蔵書印がみえている。

この種の学校用の教本としては、当時は、『帳合之法』(前掲)や『商家必用』(後掲)あるいは『銀行簿記精法』(前掲)等も並行して採用されたようであり、また、後には、この種の教科書として、遠藤宗義編輯『小学記簿法』(明治11年11月刊)や、佐久間文太郎著『高等小学簿記法』(明治19年7月刊)等が出版されている。

『商家必用』(加藤斌訳、初篇明治10年1月、二篇同年4月版権免許)

初篇(記簿教則、^{ヒトニドノ}単認之部)上下2巻、二篇(記簿教則、^{カサネドノ}複認之部)上下2巻、および付録1巻からなる和装本である。原典は、イギリスのチェンバース教育叢書のうちの1冊である W. Inglis ; Book-Keeping by Single and Double Entry' である。

イングリシ簿記書は、小冊子ではあるが、会計史上、減価償却を期間費用計算としてとらえている初期の本として有名である。『商家必用』で、減価償却がわが国の簿記文献の中に、はじめて鮮明な形で登場してくる。

『農業簿記教授書』(前田貫一著、明治16年3月版権免許)

全3巻(上・中・下)の和装本である。編者緒言は明治14年8月の日付となっている。「寥々晨星ニ異ラス」(緒言の一節)とされている農業簿記の分野での開拓的業績の一つであると考えられる。記数法や帳簿の体裁については、著者の一家言があるが、この点に関しては、第2節で紹介した。上巻では簿記の釈義、貸借の解説、諸帳簿の記入法および取引例題を掲げ、中巻では、主要簿(根拠簿と称している)、試算表(試計表と称している)、結算表(貸借対照表・損益計算書)、棚卸表、各種補助簿(現金出納帳、諸入手形帳、仕払手形帳、手間帳)につき雛形を示し、上巻の例題に則した記帳計算の実際を示し、下巻では、三つの例題とそれぞれについて、試計表、棚卸表、

結算表を示しているほか、巻末に、復習問題124問を掲載している。

当時の簿記書の常として、おそらくアメリカのしかるべきテキストを粉本としたものであろうけれども、全体として極めてよく体系的に整備されている良書である。

なお、本書で示されている日記帖(仕訳日記帳のこと)としては、現金勘定欄、作業勘定欄、雑勘定欄を区別した多欄式(六欄)仕訳帳を採用しており、現金勘定・作業勘定については極めて目新しい試みである。なお、'Bryant and Stratton's Counting House Book-Keeping, 1863' の175頁から180頁には、農業簿記(Farm Accounts)として'Six-Column Journal' が示されている。おそらくこの直輸入であろう。また、農器具・什器については、作業勘定(不動産、畜産、農器什具、植産の内容を区別)で処理し、期末に個別に棚卸をし、帳簿在高との差額を、使用による損耗として損益勘定に振替えるという原初的な減価償却の手続を明らかにしている。

『増補簿記法独案内 <sup>諸会社農家
改訂 官省及銀行</sup>』(土肥謙吉著、樋口藤次郎増補、明治16年8月刊)

明治12年9月は土肥謙吉著述『簿記法独案内』が出刊されているが、本書はその増補再版で、官庁簿記の解説が加筆されている。美濃版和紙の洋装本で、左開き縦書という珍しい体裁のものである。この種の体裁のもは、おそらく、昭和2年に出版された下野直太郎著『銀行簿記計算法』と本書ぐらいのものであろう。官省簿記は、最後の19章以下で、この部分が増補版で追加されたものと推定されるから、おそらくこの部分の執筆者は、増補人の樋口藤次郎であろう。本書の内容の詳細については第4章の第5節でのべる。

『官省簿記独学』(樋口藤次郎編、上編明治17年1月刊、下編明治18年2月刊)

和紙活版の小型洋装本で、上編では、官庁簿記の通則、出納手続の大略、制式帳簿の雛形を解説し、上編第六編および下編では、取

引事例と記帳の実況を模本（帳簿雛形）で示して解説しており、記帳練習問題を附記している。本書は、複式官庁簿記制度を確立した「改正記簿組織例言」（明治15年8月大蔵省達）にそくして、官庁簿記組織、記帳順序等を解説したすぐれた官庁簿記の独習書である。

本書で解説されている複式官庁簿記法では、予算面の記録と現金出納面の記録との一体化が図られ、複式法の構想が一そう徹底した形になっている。予算制度を勘定組織のうちに組み入れたこの会計制度の実施時期は、本邦官庁会計制度史上の画期的な一時期を形成するものであった。詳細については、第4章の第5節でのべる。

『**簿記 会計部小目問答**』（川口武定著、明治9年6月刊）

全1巻の小型和装本で、陸軍第五局（注・当時の陸軍会計の本部を「陸軍第五局」と称し、これに対して鎮台会計部等を「在外会計部」と称した）から刊行されている。著者である当時の陸軍会計二等司契川口武定が、熊本鎮台在勤中に実施した会計手続を基にして記述したもので、「在外会計部大綱条例」の実施手続解説書とし、併せて陸軍会計の改革に資することを目的として刊行されたものである。

全般に互って問答体の形式を採用し、会計部の組織・分課・階級・職掌を解説し、さらに、官金の出納手続・記帳方法・帳簿の説明を行なっているが、それによると、いわゆる「複記式」（ダブル・エントリー）に基く簿記組織が採用されており、その帳簿組織をみても、きわめてよくゆきとどいた配慮のあとがうかがえる。

先へのべた大蔵省通達「計算簿記条例」（明治11年11月）に先立つこと2年余、本邦最初の複式簿記書の刊行におくれること僅か2年余、この陸軍在外会計部における複式簿記法の採用は、本邦会計史上注目すべき事歴である。詳細は、第4章の第8節でのべる。

『**簿記学階梯**』（森下岩楠、森島修太郎合著、明

治11年10月版權免許）

全2巻の和装本で、三菱商業学校から出版されている。共著者の一人である森島修太郎は、現一橋大学の前身である商法講習所の初期の卒業生で、ホルソムの著書を底本として明治12年10月版權免許『簿記学例題』をあらわしており、該書はその後幾度か版を重ねている。

『**簿記法原理**』（函師民嘉抄訳、明治14年9月刊）

小型の洋装本であるが、編成の意図および体系・内容とも、当時の簿記書に比べて一段と優れている。その「緒言」にいう。

「其用日ニ多ク月ニ増シ之カ学校ヲ設ケテ以テ其法ヲ教授スル者アリ然レトモ未タ嘗テ其原理ヲ講習スル者アルヲ見ス蓋シ其法ヲ教ユル者唯タ技術ノ末ヲ伝フルニ止マリ敢テ其原理ヲ伝ヘザルニ由ル……（中略）……米英ノ簿記学士フアルソン、フアースタル及パールネス等諸氏ノ著書ヲ抄訳シ傍ヲ鄙見ヲ插サミ簿記ノ真理ヲ昭明ニセント欲シ一書ヲ編輯シ名ケテ簿記法原理ト曰フ嗚呼余浅劣才固ヨリ大方ノ意ニ満ルニ足ラスト雖モ希クハ世人ヲシテ簿記ニ一定ノ原理アルヲ知ラシメ学徒ノ誤謬ヲ匡正シ昧者ノ蒙霧ヲ披発スルヲ得ハ則チ余ノ大幸何ヲ以テ之ニ如カンヤ」

『**鉄道簿記学総覧**』（内尾直喜著、明治29年8月刊）

大型の洋装本で、上編（総論）・中編（主として帳簿組織）・下編（例題）よりなる。日清戦争後の会社設立ブームの一環としての全国的規模の鉄道建設熱を背景として出版されたもので、当時の、とくに私設鉄道の会計の実況をうかがうことができる。

『**実地簿記 鉄道簿記**』（久保益良編、明治25年7月刊）

全1巻の小型の洋装本である。著者久保益良は、神戸商業学校の教授で、山陽鉄道会社に関係したことがある。鉄道会計の通則と、詳細な例題並びに帳簿雛形を示してその記帳事例がくわしく解説してある。

同書の高柳豊三郎の序文に次の一節がみら

れる。

「今茲ニ官私ヲ問ハズ鉄道会社事務ヲ掌ラシメンニハ多ク各地商業学校ノ卒業生ヨリ採用スルノ傾キアリ然ルニ商業学校教科書中商店会社銀行ヨリ官省簿記ニ至ル迄ハ其編著纂訳殆ンド汗牛充棟當ダナラズト云フト雖モ鉄道簿記ノ如キニ至テハ未ダ曾テ邦文ノ著アルヲ聞カズ故ニ学校教授ノ際ハ已ムヲ得ズ唯ダ舶載ノ横文ヲ抄訳シテ記帳セシムルノミナレバ甚ダ隔靴搔痒ノ嘆アルヲ免レズ予大ニ之レヲ遺憾トスル事久矣

頃者久保益良氏弊寓ヲ叩キ一書ヲ示シテ曰ク是レ授業ノ余隙編纂シタル一冊子以テ教授ノ参考ニ供ヘント欲ス請フ一閱シテ以テ一言ヲ序セン事ヲト予取テ以テ閱スレバ之レ即チ予ガ久ク遺憾トシ且ツ渴望スル所ノ鉄道簿記ナリ……」

『簿記学起原考』(海野力太郎纂訳, 明治19年9月刊)

全1巻の小型の洋装本で、わずか39頁の小冊子ではあるが、簿記史を扱った最初の邦文文献である。出典は、ほとんどが百科事典の類である。例言の一節にいう。

「此書初メ原語ヲ拔萃シ纂メテ欧文ノ一冊子ヲ成ヌ期ス然ルニ目今我国簿記ヲ学ブ者大抵皆ナ訳本ニ拠リ其原書ニ就ク者八十中ノ一二ニ過ギス則チ恐ル余カ原文拔萃モ亦遂ニ世ノ眼目ヲ経ズシテ空シク塵埃ニ委シ去ランコトヲ是ニ於テ自ラ浅陋ヲ揣ラズ故ニ其大要ヲ訳述シ以テ世ノ斯学ニ志ス者ノ一助ニ備フト云フ 此書簿記学起原考ヲ以テ名ク是レ通篇単ニ簿記学ノ起源及ヒ其沿革ヲ叙スルニ止マレバナリ」

第5節 会計近代化の系譜

明治維新史ないし日本近代史の研究にとって、世界的な視点ないし展望の必要なことは、つとに意識されてきたところであるが、このことは、日本近代会計成立史の研究にとっても同様であると考えられる。すなわち、

滔々たる欧化の源流を明らかにすること、これである。今日までの日本会計史の研究は、あまりにもその視点が国内的・閉鎖的でありすぎたように思われる。

明治中期の頃(明治23年「商法」制定以前)まで、つまり、日本における近代会計の土台がきざかれたこの時期は、すでに言及してきたように、アングロ・アメリカン系の制度の支配的影響下にあった。ところが、厳密にみると、アメリカとイギリスとでは、その影響のおよぼし方に根本的な相違がある。この事実は、とくに注目してよい。

明治期を通じて、とくに初期において出版された簿記書は、アメリカ本の抄訳ないしそれを粉本としたものが実に多い。その典型でありかつ影響力の大きかったものに、『帳合之法』がある。さらに、商法講習所(現一橋大の前身)の事実上の運営責任者がアメリカ人のホイットニー(次節を参照)であったことや、例の「少年よ大志をいだけ」のクラークも、同じくアメリカ人であったこと等が、いみじくも物語っているように、アメリカの影響は、より教育的・啓蒙的なものであった。

イギリスの影響は、より実際的ないし実務的である。『帳合之法』とならぶ例の『銀行簿記精法』は、今日の日をもってすると、簿記の『テキスト』という感じはまったくない。株式会社の説明、銀行業務の解説、帳簿と報告書(簿冊と申達書)の具体的な解明、これらを中心とした実務指導書なのであり、説明の序次にしても、必ずしも一貫した体系的な明解さはないし、型にはまった秩序もない。つまり、『テキスト』としての定石的な体系と内容とからは、およそかけはなれたものであるが、その反面、優れて個性的でありかつ実践的なものといえる。また、後述するように、例えば「損益表」(名称はさまざまであったが)の構造をみても、アメリカ種の簿記書のそれと、実務のそれとでは、まるで相違している。著者のいう「イギリス型完全結合計算書」

(後述)が簿記テキストとはいっさい関係なく、日本の実務界を支配したのである。

日本の近代会計成立史に、指導的役割を果たすことになったイギリスの簿記・会計は、16世紀にイタリア簿記を移入して以来、18世紀前半から前世紀前半の頃にかけて、急速にイタリア簿記の伝統を脱却して、独自の高い水準に達しつつあった。この事実は、とくに注目すべきところである。

わが国に複式簿記法が本格的に移入されはじめたのは、前世紀もすでに70年代のことである。文物・制度の移入に際して、受入側の能力はいうまでもないことながら、相手方の水準の高さも、決定的要因となる。水源の水位の高さは、その流出のはげしさを一段と増大する。明治中期頃までの日本近代会計の急激な展開を考察しようとする場合、この点は、看過できない重要性をもつように思われる。

イギリスにおける『近代簿記の系譜』に関する実証的な調査研究については、別稿(学習院大学・『経済論集』、第10巻・第1号)を参照されたい。

第6節 初期の商業教育の概況

わが国における近代的教育制度は、明治5年(1872年)8月、フランスの制度を模したといわれる太政官達第214号「学制」の公布によって、「こゝろニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメンコトヲ期ス」とする理想のもとにその発足をみた。

この「学制」は、全編百九章からなり、学区、学校、教員、生徒、試業、海外留学生規則、学費等の事項を規定しているが、その第三十三章から第三十七章で、実業学校(農・工・商)を定め、第二十九章でこれら実業学校を大学・中学・小学のうちの中学の一種に属せしめている。

商業学校については、第三十六章でいう。「商業学校ハ商用ニ係ル事ヲ教フ 海内繁成ノ地ニ就テ数所ヲ設ク」。しかし、実際には、この学制では、商業教育はその端緒を開くに

は至っていない。翌年4月28日の文部省布達第57号「学制二編追加」で、専門学校の規定を設け、そのうちに商業学校をふくめて、教課科目を次のように定めた。なお、本節でのべている学校やカリキュラムの実況については、すべて、『日本商業教育五十年史』・『実業教育五十年史』および佐野善作稿『日本商業教育略史』(大正11年2月刊、『商学研究』第1巻・3号)によった。

商業学予科

一、語学 二、算術 三、通商地理 四、
博物学大意 五、物理学大意 六、数学商業必用
数学トハ算術代數幾何学三
角法微分積分等ノ総名ナリ 七、記簿法 八、通商
書信 九、翻訳 十、体操

但予科年限中修業時間ノ外歴史經濟修身
国体等国書ニ就テ学フヘシ

商業学本科

一、記簿法 二、算術法 三、商用物品弁
識其原由、其使用、其性質、其種
類、其価値、其真偽、其試法 四、商業学 五、
商法

但翻訳体操等ヲ附ス

この学制二編では、「小学教科を卒業し外国語学校の下等の教科を踏みたるものにして年齢十六歳以上」のものが入学する専門学校としての商業学校を規定し、先進諸国に比べて遜色のない程度の高等商業教育機関の樹立をめざしたのであるが、なお当時の国情では、このように完備した制度を実現する気運には達しておらず、この学制によっては、ただひとつの商業学校も開設されてはいない。

わが国の商業教育の端緒を開いた機関としては、民間にあっては明治の先覚者福沢諭吉の創設になる芝三田の慶応義塾があり、他には後述する京橋区尾張町の商法講習所があった。また、官制によるものには、明治7年4月大蔵省銀行課に設置された銀行学局があった。銀行学局は、次の条項に明らかなように、少壮の官吏を伝習人とし、これらに銀行経営上必要な諸学を教えて、新創の国立銀行に指

導的役割を果たすべき幹部官僚の養成を目的としていた。

第一条 当課中に於て銀行学講究の一部を設け各銀行に関する諸条例の成規及び簿記の方法を調査し又は洋書に付て訳出し例規の便否を評悉し今後の考案を尽して紙幣寮に稟議するを主務とすべし

第二条 此の一部の官員たらんものは年齢十六歳以上二十歳以下にして洋書普通学の読書作文等一通り差支なきものにして性質捷敏後來成業の目途あるものを選び先づ御雇の名義を以て選挙し追々其技倆に依じて給階を進むる等紙幣頭に具状して其差図に任ずべし

学局は、予科と本科を分け、さらに本科を上等・下等の二部に分けている。予科は半年、本科は一年半、本科上等は二年を修業年限としている。この学局は、後に銀行伝習所となったが、ここには銀行・諸会社および府県からの外部の自費生を入所させたのでとくに簿記法の普及に大きく貢献することになった。

明治13年1月、銀行課長岩崎小二郎が大蔵卿に提出した『銀行課第一次報告』第一款「銀行課事歴」にいう。

同七年四月銀行学局ヲ当課ニ開キ學員十名ヲ挙ケ簿記法及経済学等銀行必須ノ諸学科ヲ学ハシム 同八年二月又自費通学生二十名ヲ募集シ銀行営業上稍卑近ノ学科ヲ教授ス……(中略)…… 同九年七月學員若干名其業ヲ卒テ紙幣寮ニ採用セラルルヤ学局ヲ廢シ更ニ翻譯掛ヲ置キ通学生徒ノ教授ヲ該掛ヲシテ之ヲ兼掌セシム 翌十年一月当課ノ本省ニ遷ルニ当リ一時其教授ヲ休メ二月ニ至リ更ニ伝習所ヲ開キ再ヒ通学生徒ヲ集メ主トシテ簿記法ヲ学ハシメ従來教授スル所ノ学科ヲ斟酌シテ之ヲ授ク又同時ニ各銀

行ノ請ニヨリ其社員ニ伝習スル事ヲ許シ其他府県銀行掛吏員ノ来学スルモノ亦少カラス十二年六月ニ至テ前後学徒ノ惣員ヲ通計スルニ無慮三百有余名皆其業ヲ卒ヘ各其学フ所ヲ諸官庁若ハ各銀行ニ実行スルニ及ヘリ是ヲ以テ之ヲ觀レハ我銀行ノ基本ハ右等学徒ニヨリ建立シタリト云フモ決シテ過言ニアラサルヘシ

なお、銀行伝習所は、明治12年6月に閉鎖され、明治15年5月に開設の銀行事務講習所に継承されることになる。その事情は、銀行局長加藤済が大蔵卿松方正義に呈出した『銀行局第四次報告』(自明治14年7月・至明治15年6月)の60頁以下にくわしくのべられている。詳細は省略する。

銀行学局、銀行伝習所、銀行事務講習所、と継承された大蔵省の教育機関が果たした役割は、甚だ大きいものといわねばならぬ。参考のために、学局の科目とテキストを示すと、次のとおりである。

銀行学 商学

予科 経済大意(併し洋書) 銀行条例(併し訳書)
簿記 精法記入 算術

下等本科 銀行書 翻訳 簿記法 算術

上等本科 銀行史 銀行条例

(但し本科は上下共洋書を用ふ)

主な教科書・参考書 エーランド氏経済書、ホーセット氏銀行書、ルリー氏経済書、ミール氏大経済書、ギルバルト氏銀行書、ポートマン氏主簿術、ロビンソン氏算術書、ロビンソン氏代数書、ミッチル氏地理書、ビートン氏インフレーション、ダツイス氏幾何三角術、千八百六十一年版銀行の有様、ギルバルト氏銀行の原理及行為

さて、明治8年8月になると、先掲の商法講習所が開設されることになり、芝三田の慶応義塾とともに、民間で洋式商業教育が開始されることになった。福沢諭吉は、商法講習

所の創設者たる森有礼と富田鉄之助(後の日銀総裁)の需に応じ、講習所を世に紹介して次のように記述している。

「(前略)……日本の文明未だ進まずして何事も手後れと為りたる世の中なれば独商法の拙なるを咎むるの理なし。何事も俄に上達すべきに非ず。唯怠らずして勉強すべきのみ。維新以来百事皆進歩改正を勉め文学を講ずる者あり芸術を学ぶものあり。兵制をも改革し工業をも興し頗る見るべきもの多しと雖も今日に至るまで全日本国中に一所の商学校なきは何ぞや。国の一大闕典と云ふべし。凡て西洋各国商人あれば必亦商学校あり、尚我武家の世に武士あれば必亦剣術の道場あるが如し。剣を以て戦ふの時代には剣術を学ばざれば戦場に向ふべからず。商売を以て戦ふの時代には商法を研究せざれば外国人に敵対すべからず。苟も商人として内外の別を知り全国の商戦に眼を着くるものは勉むる所なかるべからず。米国の商法学士ハウキニー積年日本に來りて商法を教へんとするの志あり。森有礼、富田鉄之助両氏の知る人なり。東京其他の富商大賈各其分を尽して資金を出すの志あらば両氏も亦周旋し其志を助け成すべし。森、富田両君の需に応じて 明治七年十一月一日福沢諭吉記す。」(『実業教育五十年史』27頁および『日本商業教育史』6・7頁)

森有礼は、米国に滞在中とくに商業教育の必要性を感じ、当時親交のあったホイットニー William Cogswell Whitney (1825~1882) の招聘を文部省に具申し、また、明治6年以後は文部省顧問として時代の要求する新しい商業教育機関の振興を熱心に主張したが、ついに当局のいれるところとはならなかった。そこで森は、私財を投じて自ら商業学校の創設を決意し、明治8年8月京橋区尾張町に商法講習所を開設し、その校務は、同年8月に來日したホイットニーに専任せしめた(商法講習所の在任期間は、明治8年8月より同11年5月である)。ところが同月、創設者の森は清国全権

公使に任命されたので、講習所は東京会議所に移管され、ついで翌9年9月以降は東京府に移管されることになった。さらに、明治14年7月東京府会が講習所予算を半減するに至ったため、一時廃校の危難に見舞われたが、当時の所長矢野二郎の努力と東京会議所当時の後援者であった渋沢栄一の尽力で、農商務省の補助金をえてこの財政的危機を脱して再建に成功し、明治17年3月には同省の直轄学校となり、校名を東京商業学校と改めた。さらに、明治18年5月農商務省から文部省に移管され、文部省直轄東京外国語学校中に付設されていた高等商業学校(明治17年4月開設)と合併されて文部省直轄の東京商業学校として神田一ツ橋の旧外国語学校校舎で授業を開始した。また、翌年5月には、先掲の銀行学局の後身である大蔵省銀行事務講習所を合併し、これを付属銀行専修科と称した。東京商業学校は、明治20年に校則を改めて高等商業学校となり、明治35年神戸高等商業学校が開設されるまでの間、本邦唯一の高等商業教育機関としての役割を果たすことになるのである。

なお、ホイットニーが設置したといわれている教課科目は、次のとおりである。

本科 ブライヤント・ストラットン氏帳 合法(本式、略式)、ウキランド氏経済書、 商法律書、ブライヤント・ストラットン氏 商用算術、スペンセリヤン流習字
予科 クッケンホス英文典、プエータル 算術、ケイヘル商法通信、作文、語学、綴 字

商法講習所につき、明治11年1月、兵庫県は、神戸市北長狭通4丁目に神戸商業講習所を創設した。また、明治11年3月になると、三菱会社が三菱商業学校を開設して洋式の教育を開始している。教課科目は省略する。このほかには、東京府が開設した商業夜学校がある。創設時は不明であるが、廃止されたの

は明治12年7月となっている。当時まで校数6, 生徒数594名とある。

明治5年8月制度の「学制」は、前述のようにフランスの制度を模したもので、当時の国情からみるとはるかに進みすぎたものであり、各層から種々の批制ないし非難がおり、根本的な改正をせまられていた。そこで政府は、明治12年9月「学制」を廃止し新たに「教育令」を發布し、さらに翌年12月と明治18年8月の2回に亙り教育令の改正を行なった。

「学制」の廃止と「教育令」の發布につきその経過を、『実業教育五十年史』は(126頁・130頁)、次のようにいう。

「明治五年の学制は、規模宏大秩序整然たる事に於て稀に観る大教育法典たるを失わざるものである。然し乍ら当時の我が国情よりは遥かに進みすぎたものであり、且つ是を實際に直ちに施行する事は当時の我が国力よりして不可能であった。殊に余りに劃一にすぎ地方の特殊事情を無視せる事や、督学制度を重視せる結果、往々干涉的強制的となり怨嗟の声さえ聞くに至った。是に於て明治十二年学制の廃止、教育令の制定となつたのである。明治十二年發布の教育令は仏蘭西式干涉主義を排し、之に代ふるに米國式自由主義に立脚せるもので、些かその度を越えたるが為め忽ち更に改正を加ふるの止むを得ざるに至りしとは云へ、要するに学制と共に我國教育の発達に一大時期を劃するものと認めらるる……」

「学制と教育令とは共に明治初期に於ける教育の発達に二大時期を劃するものであるが、指導精神に大なる逕庭あり、又其の效果に於ても多大の相違が存するのを見るのである。両者共に米國人を顧問とし外国の制度を参酌して出来たものであるが、前者は統一を専らにし劃一強制に陥り、後者は自由に立脚して放任に流れた感があり、対蹠的なる両制度は共に夫々破綻を生じつつあることは看却することの出来ぬ事である。教育令は其当時にあ

つては自由放任に墮するものとの世評があったのであるがその反面上に於ては文部省が教育事務を地方官に放任したるものではなく、全国の教育行政は文部卿がこれを統撰し、公私の学校は皆其監督内にあったは論を俟たない。又公立小学校を補助し公立師範学校の整備を図らんがため各府県に補助金を配付したことも従前に異なる処はない。ただ学制に於ては学区及教則等全国の施設殆んど劃一に出でたれども教育令に於て学区の制度を人民の自由に任せ、教則編成上の細項を府県の適宜に委せたものであるが、その結果府県会は地方税の負担を軽減せんとして或いは師範学校の廃止論を提出するあり、或いは其の経費を節減して其の維持を困難ならしむるが如き、或いは町村費の支出を軽減して教員給を減ずるに至った如き国家の教育精神の徹底を欠き、地方の意志に依り之を等閑に附するが如き形勢を馴致し、事実には自由放任の評を甘受せざるべからざる状態に陥つたのである。」

明治12年9月太政官布告第40号「教育令」(別冊, 47条よりなる)は、主として、小学校に関する事項を定めたもので、実業教育(商業教育)に関する規定はほとんどなきに等しい有様であり、また、翌年12月の改正でも第八条で「商業学校ハ商売ノ学業ヲ授クル所トス」、第五十一条で「各府県ハ土地ノ情况ニ随ヒ又専門学校(農学校, 商業学校)職工学校等ヲ設置スベシ」と規定されたにすぎなかった。このように、商業学校に関しては、学制の廃止以降は、まったく設立者の自由裁量に委ねられた実況であったが、明治17年1月10日文部省令第1号によって「商業学校通則」(明治33年まで存続)が発行され、学科目、修業年限、入学資格、教員資格、員数等の内容に立ち入った準則が示されることになった。

「通則」は、第一章総則、上款(第一種商業学校の学科目、修業年限、入学資格、教員資格、員数に関する準則)からはじまっている。この通則によって「商法講習所」(東京)以外の諸学校

は、教科目を改正して統一的な商業教育を行なうことになった。

第二章 学科目 第四条及び第六章 学科目 第十一条から、第一種および第二種商業学校の教課科目を抜書すると次のとおりである。

(第一種商業学校・年齢十三年以上のもの
修業年限二年)

修身、習字、算術、簿記、商業通信、商業地理、商品、商業経済、商業実習

但シ土地ノ情况ニ由リ本文学科目ノ程度ヲ斟酌シ若シクハ斟酌セスシテ特ニ銀行、為替、運輸、保険、会社、図画、物理等ノ学科目ヲ置キ、又、英、仏、独、支那、朝鮮等ノ国語ヲ置クコトヲ得

(第二種商業学校・年齢十六年以上のもの
修業年限三年)

修身、習字、算術代数、簿記、商業通信、商業地理、図画、商品、商業、経済、商業史、商業法規、実習、英語

但シ土地ノ情况ニ由リ本文学科目ノ程度ヲ斟酌シ若シクハ斟酌セスシテ特ニ銀行、為替、運輸、保険、会社法、海上法、契約法、関税、統計、物理、化学、博物、幾何、機械、工芸誌等ノ学科目ヲ置キ又本文英語ノ外若シクハ英語ニ代ヘテ仏、独、支那、朝鮮等ノ国語ヲ置クコトヲ得

「商業学校通則」の發布(明治17年1月)によって、全国の既設の商業教育機関は、これに準拠して校則を改正し、また、爾後設立された各地の商業学校は、この通則に従うことになり、ともに、中等商業教育機関としての任務を果たすことになった。一方、商法講習所(前掲)は、明治17年3月には、先述したような経緯で、農商務省直轄東京商業学校となっていたが、ここでは、「商業学校通則」に準拠せず、独自の方針に従った教育を行ない異色の存在となっていた。さらに、先述したよ

うな経緯で、文部省への移管とともに、文部省直轄の東京外国語学校およびその附属高等商業学校(中学校卒業程度の学力のあるもの入学を許した)、新たに農商務省から文部省に移管された東京商業学校の三者が合併され、東京商業学校(明治20年「高等商業学校」と改称)となったので、当時は、先の「商業学校通則」に準拠した中等商業教育機関としての各地の商業学校と東京商業学校(「高等商業学校」)とが併存することになったわけである。

第2章 銀行統一会計制度の 生成と発展

第1節 銀行の創設と銀行統一簿記組織の生成

明治新政府は、重商主義的な政策による産業の保護・奨励と近代的な金融機関の創設のための重要な布石として、慶応4年(1868年)閏4月に、収租をかねた勸業の機関である「商法司」を会計官の一司として開設し、商法司中の商法会所に政府発行の紙幣である太政官札(金札)の貸付を担当させた。『明治財政史』(第12巻・328頁)では、商法司について、「商業家ヲ連絡セシメ之ニ資金ヲ貸付シ商業ヲ鼓舞スルノ機関」とのべている。この商法司は、旧幕時代の物産方・国産方の制度を踏襲したものといわれているが、翌明治2年3月には廃止されており、その業務は、同年2月に開設した「通商司」に引きつがれ、同司の監督の下に、通商会社と為替会社とが全国の主要都市に設けられた。通商会社は、民間の有産者による外国貿易を中心とする連合機関であり、為替会社は、三井・小野・島田等の富商を出資者とする一種の金融機関で、通商会社への金融を図り、「各国バンクノ方法ニ倣ヒテ金銀融通自在ナラシムル」(『通商司心得書』)ことを目的として設立されたものであった。

為替会社は、「社中」とよばれる構成員の

拠出金と政府の太政官札による貸下金（政府の出資金であるのか、貸付金であるのかは不明確であった）とを運用するのみならず、金券・銀券・洋銀券・銭券等の紙幣発行の特権を与えられて預金・為替・貸出等の今日の銀行業務を行なった。またその組織は、いわゆる「合本組織」であり、社中は「身元金（差加金）」を拠出して「差加金預り手形」の交付をうけ、これには月一步の利息がつく。また、出資高に応じた利益配当をうけることができ、かつ、この「差加金預り手形」は自由に譲渡ができた。これらの点を考えると、この会社は、わが国における先駆的な株式会社組織による金融機関であったといえる。

政府（大蔵省）は、明治3年閏10月に『会社辨』を、翌4年9月に『立会略則』を公刊して、通商会社と為替会社の育成に努めている。『立会略則』は、渋沢栄一の執筆になり、『会社辨』は、福地源一郎の訳述になるものであった。

渋沢は『立会略則』の序文に、この書物のなりたちと目的とについて、次のようにのべている。

「此書ハ余曾テ泰西ニ官遊ノ時目撃耳聞ニ任セテ漫録セシヲ抄出シタルモノナリ……（中略）……偶々客冬官府ヨリ福地萬世ニ命シテ会社辨ヲ訳セシメ刊行シ以テ世ニ公ニセントスルニ当リ或ハ遺漏アリテ看著尚隔靴搔痒ノ患アラン事ヲ恐レ校訂ノ間旁ヲ實際親見ノ旧草ヲ抄録シ更ニ今日実用ニ就テ聊カ参酌折衷ヲ加ヘテ立会略則トシ以テ会社辨ヲ読ム者ノ資用ニ供セントス亦思隨ノ故意ノミ」

『会社辨』は、訳者福地の「小引三則」によると、ウェイランド（米）、ミル（英）、ニーマン（オランダ）の経済書を参考にして「会社編」を中心に訳述したものであるとされている。

参考のために、『立会略則』の目次を掲示しておこう。

通商会社

主意、制限、方法、社中諸掛人員
為替会社

通例為替、廻状為替、貸附金仕法、預り金仕法、通用切手仕法、

附録（引請貸借仕法、公債仕法）

この両書によって、通商・為替の両会社組織のアウト・ラインが示されることになったのである。

『立会略則』についてみるのに、その資本についていう。「其財本の金高に応じ株金の割合を定め一統分限によりて幾株なりとも出金し商業の財本となすなり」（八丁）。取締役等についていう。「会社を定るには先づ社中の差配人以下の人数を選び定むべし其撰び方は社中の評議によるなり」（八丁）。利益の配当についていう。「商社の収納する利潤は出金の多寡に応じて之を分配すべし……（中略）……社中損益の割合は決して偏頗の取計あるべからず全く出金の元数に従ひて配分すべきなり。」（十一丁）。

『会社辨』についてみるのに、会社についていう。「会社ハ総テ百般ノ商工合同結社セシ者ノ通称ニテ常例英語『コンパニー』『コルポレーション』ノ適訳ニ用ヒ来リ特ニ銀行ニ限スルノ義ニ非ストイヘトモ今此書暫ク『バンク』ノ訳字トシテ銀行ノ字ニ代用ス」（小引三則・第一丁）。なお、諸会社の訳語は、次のとおりであった。

bank of deposit……「預り金会社」

bank of exchange……「為替会社」

bank of discount, saving bank……

「貸附会社」

bank of circulation……「廻文会社」

政府の強力な保護政策によって両会社の育成が図られたけれども、結果的には試験的なものに終わり明治4年（1871年）7月の通商司の廃止とともに、横浜為替会社以外は自滅の道をたどった。もともと政府の強力な保護による会社であり、自営の基礎が甚だ薄弱であ

ただけでなく、「官民混淆」の弊害もまた顕著であったために、通商司の権限の縮小は、一そうその衰運に拍車をかけたのである。

大正元年刊の阪谷芳郎著『日本経済論』(15頁)には、通商・為替会社の実情について、次の記事がみえている。

「政府では商業の発達に力を尽しても人民に於てはさうは行かない。一向通商会所の主意が分らなかった。即ち通商会所の役人に命ぜられた人は全く官吏になった様なもので、帯刀を許されて武士になった様な考へを有ってゐた。東京の為替会所の所長に或人が面会に行くと御目通りはむづかしいといふ返事を聞いて帰ったといふ奇談がある。」

そこで政府は、まったく新しい構想の下に、近代的諸産業発展の基礎となるべき金融機関を創設し、財政上の必要から乱発した巨額の不換紙幣の整理を行なうことを当面の目的として、明治5年(1872年)11月に、「国立銀行条例」を制定した。bankの訳語については、種々な案があり、「金行」とする意見もあったようであるが、最終的には「銀行」におちついた。

この条例は、米国における南北戦争後の不換紙幣‘green back’(緑背紙幣)の整理に成功したNational Bank Actを模したもので、明治3年10月に渡米した伊藤博文の強く推奨するところであった。この制度の移植につき紙幣消却の最良策とする者もあれば、大蔵省出仕の吉田清成のように、かえって不換紙幣増加の危険があるとする反対論もあったが、結局、大蔵大輔井上馨の裁断により、National Bank Systemに英国銀行の正貨兌換の方法を加味した銀行制度を採用することに決定した。この正貨兌換制は、後述するようないきさつで事実上は廃止されることになり、結果的にみると、吉田清成が危惧したような事態をまねくことになった。

『伊藤博文伝』(上巻)より、明治3年10月28日の財政および幣制に関する伊藤の建議を引

用すると、次のとおりである。

「経世治民ノ務其目枚挙スルニ遑アラスト雖モ挙テ其要ヲ論セハ理財会計ノ修整ヲ以テ庶政ノ根軸トス 夫理財会計ハ凡百事務ノ挙行ニ関涉ス 故ニ其方法施設ノ可否ニ從テ利害得喪全国ノ民庶ニ延及ス ……(中略)…… 頃日合衆国債償却法及ビ紙幣条例等ノ書ヲ審閱シテ其方法簡便事理適実官民共ニ其權利ヲ保存シ相行ハレテ相悖ラサルノ制ヲ察知ス 其維持約束実ニ明亮精確ニシテ最モ準拠タルヲ得ルモノト云フベシ 然リト雖モ一班ノ管見ヲ以テ全体ヲ安按ス可ラズ 故ニ之ヲ実境ニ驗シテ其真理ヲ採択シ今日ニ用フルコト有ラントス」

明治5年11月15日の太政官第349号の布告にいう。

貨幣流通ノ宜ヲ得運用交換ノ際ニ便阻ノ弊ナカラシムルハ物産蕃殖ノ根軸ニシテ富国ノ基礎ニ候処從來御国内ニ於テモ為替兩替等ヲ業ト致シ歐亞各国ニ通称スル「バンク」ノ業務ニ等シキモノモ有之ト雖モ其方法ノ精確ナラサルト施為ノ陋拙ナルヨリ充分人民ノ便宜ヲ得ルニ至ラサルニ付此度政府ノ公債証書ヲ抵当トシテ正金引替ノ紙幣ヲ発行スル銀行創立ノ方法ヲ制定シ普ク頒布セシメ候条望ノ者ハ其力ニ応ジテ願出右銀行創立可致クモ其創立手續營業順序等ハ都テ別冊国立銀行条例同成規ノ條款ニ照準シ毎年確實ニ取扱候様可致候事

「国立銀行条例」の前文にいう。

「国立銀行ハ政府ヨリ発行スル公債証書ヲ抵当トシテ之ヲ大蔵省ニ預ケ紙幣寮ヨリ銀行紙幣ヲ受取り引換ノ準備金ヲ設ケ之ヲ発行シ以テ其業ヲ営ムモノナリ 今之ヲ創立スルニ付大日本政府ニ於テ制定シタル条々左ノ如シ」また、その第一条および成規の第一条にいう。

第一条 此条例ヲ遵奉シ国立銀行ヲ創立セント欲スル者ハ何人ヲ論セス(外国人ヲ除

クノ外) 五人以上結合シタル人々成規第一
 条ニ掲クル所ノ手續ヲ以テ其創立願書ヲ大
 蔵省ノ紙幣寮ヘ差出スヘシ紙幣頭之ヲ檢按
 シ相当ト思慮スルニ於テハ之ヲ大蔵卿ニ稟
 議シテ其銀行創立願書及ヒ銀行定款ノ差出
 方ヲ命スヘシ

成規第一条 (注・成規とは施行細則である)
 此条例ヲ遵奉シテ国立銀行ヲ創立セントス
 ルニハ先ツ五人以上ノ人員申合セ国立銀行
 創立致シ度趣ヲ願書ニ認メテ之ヲ大蔵省ノ
 紙幣寮ヘ差出スヘシ 此願書ニハ其銀行ノ
 営業場所資本金額等ヲ簡明ニ記載シ願請人
 一同之ニ記名調印スヘシ而テ其之ヲ差出ス
 ニハ願請人直チニ之ヲ紙幣寮ニ持参スルカ
 又ハ (遠隔ノ地方ナレハ) 郵便ヲ以テ之ヲ
 送達スルモ苦シカラス

但シ此資本金高ノ五分ノ一ハ首トシテ其
 発起人等ヨリ之ヲ出金シ若シ不足アラハ
 自余加入ノ者ヨリ其引請ケントスル株式
 金額ノ若干ヲ出金セシムルヲ以テ常則ト
 ス

この条例に準拠して明治6年6月開業免許
 ・明治6年7月に開業した第一国立銀行は、
 「銀行」の名を冠したわが国で最初の金融機
 関である。爾後の国立銀行は、すべて株式資
 本・取締役会・株式総会の諸制度を完備した
 株式会社であった。政府は、明治6年8月20
 日に第一国立銀行券を発行する旨を布告し、
 金貨と同様に使用させることにしたが、なお
 海関税と公債利子には利用できぬ旨を明らか
 にした。

この第一国立銀行は、三井組と小野組が中
 心となって設立したものであったが、この外
 にも、横浜為替会社から転身した第二国立銀
 行 (明治7年7月開業免許・同年8月開業) が横
 浜に、大地主市島徳次郎他11名が発起人とな
 った第四国立銀行 (明治6年12月開業免許・7年
 3月開業) が新潟に、鹿児島島の士族の重久佐平

太他4名が発起人となった第五国立銀行 (明
 治6年9月開業免許・同年12月開業) が大阪に、
 それぞれ設立されている。なお、鴻池等の富
 商の出資による第三国立銀行は、創立総会に
 紛糾があり解散している。後に安田善次郎の
 創設になる第三国立銀行は、これとは別のも
 のである。

「国立銀行条例」によれば、国立銀行は、5
 人以上の設立発起人により (第一条)、銀行資
 本金を株式 (100円・50円・25円) によって調達
 し (第二十八条)、その株主は、「何レノ属族何
 レノ職務アルニ拘ラス総テ其所有持株高相当
 ノ権利」(第二十九条) を有し、「損益ハ株高ニ
 応シテ之ヲ負担」(第二十九条) する。また、
 決議機関としての「株主総会」を「毎年少クト
 モ兩度宛之ヲ執行」(第六十七条) し、株主は、
 銀行の「諸簿冊ノ点検」(第七十二条) をする
 権利を有し、銀行役員 (取締役) の職務の権限
 と制限があり (第十章・第八十二条以下)、今日
 の目からみても、完備した株式会社であった。

ところが、当初の国立銀行は、政府の意気
 ごみにもかかわらず、僅かにこの4行であっ
 た。そしてその資金源は、主として官公庁の
 預り金と兌換銀行券の発行とであったが、明
 治7年11月の「官金御用取扱停止」による官
 公預り金の引上げや、小野・島田両組の破産
 があり、国立銀行の経営は困難を極めた。ま
 た、兌換制をとっているため、当時の実情で
 は銀行券の発行が困難であり、第二国立銀行
 のごときは、ついに一枚の銀行券も発行でき
 ぬ有様であった。この事情を明らかにするた
 め、混乱を極めていた幣制について、若干検
 討してみよう。

新政府は、歳入不足を補填するために、太
 政官札等の政府紙幣を発行するという紙幣政
 策と、その延長である公債政策および富商か
 らの借上政策をとってきたが、政府紙幣の流
 通高は、明治10年末には 93,835,764 円余に
 達した。国内の貨幣需要高の範囲内にある間
 は、どうやら金紙のバランスを保ちえたので

あるが、後述するようないきさつで政府紙幣が事実上不換紙幣化するにつれて、金紙の開きが生じ、とくに洋銀との間の較差が大きくなると、輸入超過と金銀の海外流出が顕著になった。また、発行高が僅少であった国立銀行券は、兌換制であったため、発行すれば直に兌換請求をうけて銀行に帰入する有様であった。そのために、明治9年の条例改正時には、国立銀行券はほとんど市中に流通していなかった。

国立銀行の創設の当面の目的は、「不換紙幣の整理・消却」にあったのであり、政府紙幣を後述する金札引換公債証書によって回収し、兌換国立銀行券との交替を図ろうとしたわけである。そこで政府紙幣の実情について、さらに敷衍しておこうと思う。

政府紙幣は、慶応4年閏4月に発行された太政官札（金札・480万両）と、明治2年9月に小額紙幣（小札）の払底を補うという名目で発行された民部省札（750万両）とであった。とくに太政官札の発行のいきさつについては、本節末尾の「補遺」に掲示した明治25年6月刊、指原安三編『明治政史』（第一分冊、122頁以下）の三岡八郎（由利公正）の演説を併せて参照されたい。興味ある事実が明らかにされている。

『明治政史』の第一分冊・108頁にいう。

「徳川氏闕職を辞して大政朝廷に帰するも此唯た其名のみにして朝廷は徒に虚器を擁して宇内に君臨するに過ぎず凡そ万機の政一も費用を要せざるものなきに……(中略)……統治の大権朝廷に復するに際し政事家の最も苦心に焦慮せし所のものは此大権を行なふの費途如何と云ふにあり」

また、会計局判事の三岡八郎から征東大総督参謀西郷隆盛に送った書翰の一節にいう。

「会計は名ばかりにして空局同様の儀 全く借入金のみを目当に御座候間 局中の日用をも弁じ兼候次第に御座候」

このような事情のもとで、新政府は、三岡

八郎の建策を入れて、12年間に正貨と兌換するという建前で、48,973,973余両（この中、973,973余両は発行せずに焼却）の紙幣を製造する事を決定した。なお、発議者の三岡自身の考えには、「補遺」で紹介してあるように、財政上の必要ということの外に、彼のいわゆる「物産興起論」が基礎になっている点を注目したい。この点は、次掲の告文の「富国之基礎被為」という一節にもみえている。慶応4年閏4月19日の太政官の告文にいう。

皇政更始之折柄富国之基礎被為今度衆議ヲ尽シ一時ノ権法ヲ以テ金札御製造被仰出世上一同ノ困窮ヲ救助被遊度思召ニ付当辰年ヨリ来辰年マテ十三箇年間皇国一円通用可有之候御仕法ハ左ノ通相心得可申モノ也

ここに、「一時ノ権法」をもって太政官札を発行することとなったのである。

山路愛山は、前掲の『現代金権史』（明治41年5月刊）の50頁にいう。

「伏見の一戦が済むと共に書生の政府が大胆にも紙幣三百万両発行の議を決し、其薄弱なる新政府の信用を頼むの外、何等の頼む所なく、直に此紙幣の流通を民間に強ひたるは此人（三岡八郎）の発議にして、人民は之が為めに一時大迷惑を感じたれども、而も此無鉄砲なる紙幣策なかりしならば明治政府は恰も百姓一揆の如く財政上の基礎なく直に瓦解したるやも知るべからず。薄弱なる政府の信用をのみ唯一の依頼としたる紙幣の流通を強ひられたるは人民に取りては迷惑の至なれども、それも御上の御威光なれば致方なしとて、幾分なりとも通用すれば是則ち財政上に於ける明治政府の存在を事実にて認めたるものにして人民と明治政府との間に因縁の着たる始なり。」

太政官札は通用期限が戊辰の年より次の辰年までの13年間であり、明治2年5月の正金交換の布告による兌換紙幣であった。ところが、当時その流通上最も困難の少なかった三

都の地といえども、金紙の開きは大きく、紙幣百両につき正金は僅かに四十両という交換比率であった。そのため租税金納の分その他の上納金は太政官札で行なわせ、紙幣相場もこれを禁止したが、法律によってはとうてい防ぐことができず、明治元年12月には時の相場で流通すべきことを公許せざるをえなかった。そのため流通は一そうひっそくすることとなり、再び相場の禁止を打出すとともに流通期間を13年から5年に短縮した。さらに、後述する太政官札以外の紙幣の増発により、ますます幣制は混乱し、さらに紙質・印刷ともに粗雑かつ不完全なことにより贗造紙幣が多く市場にあらわれた。そこで、政府は、贗造紙幣に対抗するための「新紙幣」の発行を機として、太政官札の性質を一変させ、正貨兌換の建前をこの新紙幣との交換にすりかえた。『明治政史』484頁では、次のようにいう。「贗造貨幣の害に堪へずして民心紙幣に向うの機に投し暗々裏に二年五月の布告を抹殺し人民をして新紙幣の精巧を喜んで不換紙幣の害を憂ふるに違なからしむ。其術も亦巧みなりと言ふへし。」

このようないきさつで、太政官札・民部省札はことごとく不換紙幣となった。「ゼルマン紙幣」と俗称されたこの新紙幣(明治通宝)の発行高は、約1億5千万円であった。

明治4年12月の太政官の布告にいう。

維新以来太政官並民部省発行ノ金札製造ノ粗ナルニヨリ贗造ヲ謀ルモノ間々有之且又従来旧藩々ニ於テ発行之金銀錢札ハ其管轄限通用ノ儀ニ付一般流通ノ便ヲ失ヒ其弊害不少依之今般御多端之折柄莫大ノ入費ヲ不被為厭精工ノ新紙幣百円、五十円、二十円、十円、五円、二円、一円、五十銭、二十銭、十銭、五銭ノ各種ヲ製造シ来ル壬申二月二十五日ヨリ右各種ノ内差向一円、五十銭、二十銭、十銭、ノ四種ヲ発行センメ追々製造成功ノ都合ニ依リ従来官藩両様ノ金札ト

引換候(以下省略)

ドイツの商会に印刷を依頼したところから「ゼルマン紙幣」とよばれたこの新紙幣は、明治5年4月から発行されたもので、大量に出廻った贗造紙幣に対抗するものという名目ではあったが、その実体は、『明治政史』のいうとおり、官省札を一挙に不換紙幣化する政治的意向に出たものであるとみられる。この「新紙幣」は、後に種々な欠陥(注)があることがわかり、紙幣頭得能了介の建議で、明治9年2月に東京府王子村に抄紙場を設立して紙幣用紙の製造をすることになり、翌10年5月に防贗の用紙を製造し、伊太利人キヨソネを聘して版下をかかせ、明治12年5月に新紙幣の製造に着手した。これを「改造紙幣」という。十円・五円・一円の3種であった。

(注) その幅が同じで金額の字様も同じであったこと、字形が細小すぎたこと、彩色が悪かったこと、この三点であり、改変し易く贗札を造り易かったといわれている。また外国製の用紙が脆弱であったことも問題とされた。

官省札のほかに、とくに明治4年(1871年)7月14日の廃藩置県後の財政の窮乏に対処するために、太政官札(明治2年5月の布告で、3,250万両を限度とする旨が定まる)の身代りとして発行された明治4年10月の大蔵省兌換証券・北海道開拓資金の調達という名目で発行された明治5年1月の開拓使兌換証券の二つの兌換証券があった。いずれも三井組が発行名義人となっている。発行高は、それぞれ680万円・250万円にも達した。かくしてここに兌換紙幣が生まれ、三井組は兌換券発行の特権をもつ一種の銀行の機能をもつ機関となった。しかし、この二種の兌換券は、間もなく新紙幣と兌換されることになって、これらもまた不換紙幣化した。

このようないきさつで、政府発行の官省札および旧藩札は、「新紙幣」の登場とそれとの引換、三都および横浜・神戸に開設された

贋札改所の検査とにより、ようやく世人の信用をえることとなり、また、全国的規模による統一政府紙幣制の確立をみた。さらに、明治12年5月以後の「改造紙幣」により、ようやく国内での政府紙幣の製造が可能となってきた。

ここで、新政府の紙幣の経緯をとりまとめる意味で、次の統計データを掲示しておこう。

- 太政官札(十両札・五両札・一分札および一朱札の5種)の発行高 48,000,000両
- 民部省札(二分札・一分札・二朱札・および一朱札の4種)の発行高 7,500,000両
- 大蔵省兌換証券(十円券・五円券・一円券の3種)の発行高 6,800,000円
- 開拓使兌換証券(十円券・五円券・一円券・五十銭券・二十銭券および十銭券の6種)の発行高 2,500,000円

これらに交替した「新紙幣」の金種と発行高は、次のとおりであった。

金 種	発 行 高
	円 銭
百 円 札	2,433,000 ⁰⁰
五 十 円 札	1,163,050 ⁰⁰
十 円 札	26,892,520 ⁰⁰
五 円 札	15,522,370 ⁰⁰
二 円 札	24,976,574 ⁰⁰
一 円 札	45,209,859 ⁰⁰
半 円 札	11,358,784 ⁵⁰
二 十 銭 札	9,320,111 ⁴⁰
十 銭 札	12,665,128 ⁰⁰
合 計	149,441,396 ⁹⁰

政府の国立銀行制度のねらいは、国立銀行条例により認可・設立する銀行につき、資本の6割相当額を不換紙幣で政府に上納させ、これと引換に金札引換公債証券を銀行側に交付し、さらにこの証券を政府に抵当として差入れさせて同額の銀行券を発行させ、資本の残余をもって銀行券の正貨準備として兌換に充当させるという構想であり、かくして、政府発行不換紙幣を公債によって回収・消却し、

国立銀行の兌換銀行券と逐次交替させる計画であった。

ところが、国立銀行の資本金は、第一国立銀行(三井・小野の出資200万円と公募の44万0800円)の244万0800円、第二国立銀行の25万円、第四国立銀行(発起人引受額、6万3000円)の20万円、第五国立銀行(発起人引受額、35万円)の50万円にすぎず、金札引換公債によって回収された金札はごく僅かであり、大部分は先述した新紙幣となって流通したのである。のみならず、この新紙幣は、旧政府紙幣の交換のためのみならず、財政上の必要から結果的には大增発となり、不換紙幣の積年の弊害は顕著となった。かてて加えて、入超の激増は金の海外流出に拍車をかけ、金紙の開きは、増すばかりであった。ちなみに、明治8年6月頃の状況をみると、金貨100円に対し政府紙幣は1円7(8)0銭の打歩を生じている。そのため、正貨兌換の国立銀行券は、発行すれば直ちに兌換請求をうけて銀行に帰入する有様であり、その流通高は、明治7年6月の135万円余から同9年6月の6万円余に激減している。このような事情で、外国貿易金融を司った第二国立銀行のごときは、先述したように、遂に一枚の銀行券も発行できないような有様となった。政府の意図は、まったく両餅に帰し、国立銀行は増設されるどころか、既設の4国立銀行は何れも経営困難で、連署して正貨兌換の制度を改め、通貨兌換への改正を請願するに至った。

そこで政府は、ついに明治9年8月1日布告第106号によって条例改正を行ない、先に4国立銀行に交付した金札引換公債証券を買戻すとともに、正貨兌換主義を放棄するという一大転換を余儀なくされた。

改正条例によると、国立銀行は、その資本金の8割相当額を年利4分以上の公債証券をもって大蔵省に預け入れて同額の銀行券を発行し、資本金の2割相当額の「通貨」をもって交換準備とした(条例第十八条・第二十二条)。

ところが政府発行の不換紙幣の外に通貨なしといっても過言でない有様であったから、銀行券の兌換準備は悉く政府発行の不換紙幣となり、兌換銀行券は一変して不換紙幣となった。そこで銀行は、正貨兌換の請求をうけることなく、かつ、公債の利子収入も併せてえられるという二重の利点にめぐまれることになるので、国立銀行券の増発がみられたことはもとより、国立銀行設立の請願は、逐年急激に増加した。

『銀行課第一次報告』(皇 明治6年7月 閣 12年6月)は、その9頁・10頁にいう。

乃チ九年六月ヲ以テ条例改正案ヲ正院ニ上呈セラレ其八月太政大臣閣下ハ第百六号ヲ以テ之ヲ布告セラル 実ニ現行ノ国立銀行条例是ナリ 此布告アルヤ銀行創立ヲ請願スルモノ陸續踵ヲ接シ明治十年ノ末ニハ其数七十二垂ントシ其許可ヲ得ルモノ既ニ三十又四十ノ多キニ及ヘリ 而シテ各地方に於テ尚ホ創立ヲ謀ルモノ其数ヲ知ラス

明治9年8月の国立銀行条例の改正は、政府の政策の根本的な変革であった。それは「不換紙幣消却」という大目的そのものを放棄したことに外ならず、政府発行の不換紙幣との兌換により国立銀行券そのものを不換紙幣化したのであり、不換紙幣膨脹の危険は、一見して明らかである。しかも、翌10年2月に西南戦争がおり、政府は巨額の銀行券の借上げを行ない、かつ、政府紙幣の大増発を行なったために、不換紙幣は非常に増加した。そのため、政府は明治11年3月に国立銀行券の発行総額を、3442万円余に制限することとし、また国立銀行総資本額がかねて内定していた4000万円を超えたので、明治12年(1879年)11月11日開業免許の第百五十三国立銀行(京都)・明治11年12月10日開業免許の第百五十二国立銀行(沖縄)を最終として、爾後の新設を認めない方針をとった。

明治6年から同12年までの国立銀行の消長

を示すと、次のとおりである。出典は、昭和6年4月刊、野村順之助著『日本金融資本発達史』の52頁によった。

国立銀行店数資本金並に発行紙幣流通高				
年 末	本店	支店	資 本 金	紙幣流通高
明治6年	2	5	3,000,000	1,363,110
7	4	8	3,450,000	1,995,000
8	4	10	3,450,000	1,420,000
9	5	10	2,250,000	1,440,000
10	26	19	23,986,000	13,353,756
11	95	129	32,596,063	26,279,006
12	153	82	40,616,063	34,046,014

『銀行局第十二次報告』(明治22年)の緒言の一節にいう。

「我国ニ於テ現ニ銀行業務ヲ経営スルモノヲ大別シテ五種ト為ス 日ク日本銀行日ク横浜正金銀行日ク国立銀行日ク私立銀行日ク銀行類似会社是レナリ 銀行類似会社ト私立銀行トハ唯称呼上ノ区別ニ止リ其業体ニ於テ敢テ異ナル所ナシ」。この銀行類似会社は大蔵省に営業報告書を出していない。他の4種の銀行は、特別法の規律するところ(但し、私立銀行は明治26年から)となったのである。明治22年12月31日現在で、国立銀行の数は134行(資本金、4517万余円)、私立銀行と銀行類似会社を合せてその数は950行(資本金、3646万余円)であった。なお、明治26年7月の商法一部施行にともない制定された「銀行条例施行細則」に準拠して、この新法の下で営業を継続するものは584行(資本金、3576万余円)であった。なおこの年末現在での国立銀行数は1行減じて133行であった。また新法で設立を認可されたものは41行であった。これに貯蓄銀行を加えると膨大な数にのぼる。『第十七次銀行営業報告』(明治27年)の2頁から、統計資料を抜書すると、次のとおりである。

	行 数	支店 出張所数	公称資本金
日本銀行	1	6	20,000,000円
正金銀行	1	7	6,000,000
国立銀行	133	174	48,666,100
私立銀行	699	194	42,365,420
報告未済の私立銀行 46			(明治27年6月30日 現在)

この国立銀行条例の改正時が明治9年(1876年)8月1日であったという事実は、とくに注目される。すなわち、この年のこの月に「金禄公債証書発行条例」(補注)が制定されているのである。つまり、政府は家禄を廃止して金禄公債を交付した華士族に対して、銀行設立ないし銀行株の取得等による就産の道を開くとともに、巨額の公債が一時に市場に溢出してその価値の下落することを防ごうとする一石二鳥をねらったのである。

『銀行局第六次報告』(明治16年)の27頁にいう。

「華士族相集テ其所有公債証書ヲ以テ成立シタルモノ最モ多キニ居レリ即チ各銀行株主ノ身分ヲ区分シテ其所有株金高ヲ調査スルニ華士族所有ノ株金ハ大率ネ総株金高百分ノ七十以上ニ居リ農工商其他ノ株金ハ百分ノ二十余ニ止マレリ」。もっとも「逐年漸ク去テ商估ノ手ニ帰スルノ傾向ハ得テ掩フ可カラサルノ事実」であった。

(補注) 家禄・賞典禄の処分

新政府の財政支出中最大のもは、華士族のための家禄および王政復古の有功者に与えられた賞典禄のための支出であり、実に、歳入の3分の1を占めた。そこで、明治6年12月には、「秩禄奉還」の法を定め、100石未満の者に限り奉還を願う者に就産資金として公債証書を下賜する事に定めた。これが、「秩禄公債」であり、明治7年3月「秩禄公債発行条例」が公布された。明治8年7月にこの制度は廃止されたが、その理由は、予想に反して出願者が続出し、英債による調達資金ではまかないきれなかったためである。明治7年7月12日『新聞雑誌』に「一寸のがれに家禄の奉還、叩きふるって元手

と奮発して商法やらかし」とあるいわゆる土族の商法で生計を立てようとした者が多かったわけである(昭和44年3月刊、森銑三編著『明治東京逸聞史』第一巻、32頁)。明治8年9月に、第138号布告をもって米給の制を廃し、5年より7年の3カ年の石代相場を平均しこれを以て金禄に改定し、同年11月10日「金禄支給規則」(太政官達第193号)を制定し、翌9年8月「金禄公債証書発行条例」を布告した。ここに、旧来の禄制は全廃され、有禄者は一変して公債証書所有者となった。

禄高に従って5年以上14年分に相当する証書を交付し、第6年目から抽籤償還し30年を限って還了する方法を定めた。明治10年より13年に至る公債発行額は、175,373,775円に達し、外に旧神官配当禄公債発行総額は、423,325円であった。金利は、年額11,610,074円95銭であり、金禄改定支給高17,676,073円にくらべ6,065,998円5銭の減少であった。この減少額のうち200万円余は禄税に当たるのでそれを控除した400万円余を公債元金を償還する年金とし、また、漸次減少する利子分も償還元金に加え約20年間に償還を了るみこみであった。この禄制処分の圏外に立ち、いわゆる「特例殊典」に浴したのは、鹿児島藩士族だけであった。

島邨泰は、明治8年4月印行の『立会就産考』全二巻を公刊したが、この「立会」とは「立会略則」の場合の立会と同じで、会社の創設と運営とを略述したものである。その目的は、土族の家禄奉還者に対し交付された公債を資本として就産(土族授産)の道を開くための啓蒙書たらんとするにあった。

国立銀行の創設による「不換紙幣の消却」という当初の目的は、このようにして完全に途中で挫折するに至ったけれども、政府は、あたかも「無から有を生ぜしめる」ように、この巨額にのぼる不換紙幣(銀行券の最高発行額は3400万円余、政府発行の不換紙幣は1億円余に達した)と公債とによって社会資本をひねり出し、積極的な「殖産興業」にのり出したわけである。かかるインフレーション政策を取捨し、不換紙幣の回収に着手したのは、ようや

く明治14年頃からであった。すなわち政府は、中央銀行制度の採用という財政金融政策の大転換を行ない、明治15年(1882年)10月に日本銀行(明治10年「日本銀行設立ノ儀」・松方正義)を設立し、国立銀行制度の廃止を決意するに至り、営業満期を明治32年11月とし国立銀行券の流通をこの期限りとする措置をとった。国立銀行条例では、営業満期を20年と定めてあった。そこで最後の国立銀行の創設時である明治12年12月から計算してこの時期が国立銀行制度の終結となったのである。

明治17年(1884年)5月銀行局長加藤済が大蔵卿松方正義に呈示した『銀行局第四次報告』(皇 明治14年7月
閣 15年6月)の6頁以下にいう。

「我邦銀行ノ業ハ端ヲ明治五年十一月国立銀行条例頒布ノ日ニ啓キ同九年八月ニ至リ条例ノ改正アリテ銀行ノ数遂ニ百五十又余ノ多ニ及ヘリ而其十閱年間ノ実況ヲ回想スルニ我邦ノ銀行ハ譬ヘハ封建ノ制ノ如ク百五十許ノ銀行各小資本ヲ擁シテ一方ニ雄視スル恰カモ群雄割拠ノ状ヲ為シ互ニ連絡融和ノ氣ニ乏シク……(中略)……此弊ヲ除カント欲セハ宜シク中央銀行ヲ設立シ之ヲシテ財政ノ枢要ニ當リ全国銀行ノ融和ヲ媒助シ今日財政上封建ノ制ヲ變シテ郡県ノ形ヲ成サシムルニ若クハナカルヘシ……(中略)……今若シ中央銀行ニテ各地方確實ナル国立銀行ト取引キヲ開キ政府ハ常ニ条例ヲ以テ之ヲ規シ中央銀行ハ常ニ取引上ヨリ之ヲ検査シ各銀行モ亦自ラ奮勵シ以テ其信憑を培植スルヲ努ムルニ至ラハ積年ノ弊風是ニ於テ乎始メテ變スルヲ得ヘシ是レ中央銀行ノ設立セサル可カラサル所以ナリ」

すでに略述したように、わが国の近代的な金融機関は、為替会社以来、近代産業の発展の一環として自生的に生長してきたものではなく、端的に言えば、新政府のさしせまった財政上の必要から創始されたものであり、紙幣政策と公債政策との関係は極めて密接であった。すなわち、為替会社は太政官札の流通を促進するという役割を果たすことを期待さ

れたものであり、当初の国立銀行は金札引換公債による政府紙幣の整理・消却の機関として利用されたものであり、さらに国立銀行条例の改正は、政府の家禄処分のための公債政策と密接な関係をもっていたのである(注)。

(注) 諸公債の実況

ここで新政府の紙幣政策の延長線上にある公債政策について付言しておこう。新創の国立銀行制度とは不可分の関係にあったからである。公債政策の端緒は、明治3年4月の「外国旧公債」で9分付の英貨公債98万ポンド(邦金貨488万2400円)であり、鉄道建設、貨幣改鑄、紙幣製造等にあてられた。ついで「外国新公債」として明治6年1月に7分付の英貨公債222万ポンド(邦金貨1083万3600円)をえた。これは、秩禄奉還のための就産資金その他に充てられた。以上が外債である。ついで、旧藩債をひきついで「新公債」(明治6年3月)、紙幣消却を目的とした「金札引換公債」(明治6年3月)、士族の家禄奉還による「秩禄公債」(明治7年3月)、金禄の改定による「金禄公債」(明治9年8月)、神官に分与した「旧神官配当禄公債」(明治10年3月)とつづく。

明治11年5月になると、産業興起のための「起業公債」、ついで中山道に沿う鉄道建設のための「中山道鉄道公債」(明治16年12月)が発行されている。

さらに、明治19年末から20年代にかけては、「海軍公債」、「軍事公債」が登場している。

わが国の「銀行」の歩んできた道は、以上のごとくであったが、これを銀行簿記組織の側面からみると、見落すことのできない重要な課題があった。それは、「国立銀行条例」並びにその施行細則に相当する「国立銀行成規」の制定により、その会計・簿記制度につき、統一的にその強固な礎石が確立されたことであった。すなわち、国立銀行条例は、帳簿の備付並びに定期会計報告書の作成を義務づけるとともに、半季(期)決算と利益処分につき株主総会と大蔵省とに報告すべきことを法定し、また、国立銀行成規は、「国立

銀行報告ノ事」・「銀行諸簿冊ノ事」を法定し、具体的な「雛形」を定めたのである。

また他方では、明治4年頃より全国各地に「銀行類似ノ会社」の設立を請願する者があらわれ、その数は優に百を超えたと伝えられている。明治5年11月制定の国立銀行条例では、国立銀行以外に「銀行」という名称の使用を許さなかったため、「銀行類似ノ会社」と呼ばれていたのである。大蔵省は、「内規に抵触せず公益を害しない限り」放任するのが慣例であった。明治13年1月に大蔵卿に提出された『銀行課第一次報告』の183頁にいう。「該会社(注・銀行類似会社)ノ設立ヲ出願スルモノ無慮一百ニ下ラス然レトモ未ター一般ノ条例制定ナキヲ以テ其社則ヲ点檢シ成法ニ抵触セサルモノハ概ネ人民相互ノ契約ニ任セラレタリ」と。また明治9年8月1日布告第106号の条例改正により「銀行」の称号が許されることになったため、ここにいわゆる「私立銀行」が登場するに至った。明治9年7月に資本金200万円で設立された三井銀行は、この種の私立銀行の嚆矢であった。かくして、制度上国立銀行と私立銀行とか併存した時期があり、私立銀行を監督するための法律の制定は、大蔵省当局者のつとに注目するところであり、すでに、明治8年には大蔵省紙幣寮の首長であった得能良介によって「普通銀行条例案」が、また、明治10年には大蔵省銀行課長岩崎小二郎によって「私立銀行条例案」が、それぞれ建議されている。明治10年から同12年までは、国立銀行の創設が全国的に増加したため私立銀行の設立もなかったが、明治13年に至って国立銀行の新設が制限された後は、次第に私立銀行が増え同年末には39行に達した。

「銀行条例」制定の事情について、大蔵省官房第3課長深田寿一が大蔵大臣松方正義に提出した明治26年度『第十六次銀行営業報告』(明治28年3月)は、その第一「諸言」中に次のようにいう。

抑モ明治二十六年ハ我國銀行史上一大更新ノ紀元ヲ啓キタリ 今其事歴ノ要領ヲ陳ヘンニ従前私立銀行ハ法律之ヲ律スヘキモノナシ 是ヲ以テ大蔵省ハ其結社請願ニ對シテ其定款ヲ黙閱シ其業体並契約ノ正否等ヲ調査シ成法ニ抵触セス又公衆ノ妨碍トナラサル見込ノモノハ人民相互ノ契約ニ任セタリト雖モ畢竟会社監督ノ法ナキニ由リ朝起暮倒存廢常ナク從テ弊害百出セリ 然ルニ明治二十三年ニ至リ商法ノ公布アリ商事ニ関スル普通法始テ備ハレリ 然レトモ銀行事業殊ニ貯蓄銀行事業ハ普通法ニ準拠シ難キモノアルヲ以テ特ニ法律第七十二号銀行条例及ヒ法律第七十三号貯蓄銀行条令ヲ公布セリ

懸案の普通銀行に関する法規は、明治23年3月商法公布の直後の同年5月に「銀行条例」として大蔵大臣松方正義により閣議に提出され、元老院の議を経て8月法律第72号として公布された。大蔵省監査局長加藤高明が大蔵大臣松方正義に呈示した『第十三次銀行営業報告』(明治23年)の22頁にいう。

「商法ハ一般ノ商事会社ニ通シテ適用スヘキモノニシテ特ニ銀行ニ適切ナル条項ノ設ケナシ……(中略)……是ヲ以テ同月法律第七十二号銀行条例法律第七十三号貯蓄銀行条例ヲ公布セラレタリ」。条例は、明治26年7月商法の一部実施に先立ち明治26年1月から実施された。また、同年5月には、「銀行条例施行細則」が公布された。爾後、これらの法律は、数次に互る改正を経て、大正5年に大改正があり、さらに、昭和2年(1927年)3月法律第21号・施行昭和3年1月1日の「銀行法」・「銀行法施行細則」に継承された。同法は、昭和期を通じ数次の改正を経て今日に及んでいる。これら一連の法律では、いずれも、とくに「諸計表」・「諸報告書」につき法定の「雛形」が示されており、このため、銀行の諸帳簿・勘定科目・財務諸表および付属報告書類につき、画一化の方向が、銀行創設の当初から明確に

性格づけられ、いわゆる「統一会計制度」‘uniform accounting system’が確立していったのである。

わが国における銀行の‘uniform accounting system’を支えたもう一つの柱は、とくに仕訳帳(journal)の構造にみられたいわゆる「シャンド簿記」と俗称される「現金式仕訳法」(cash journal method)の伝習であった。この特色ある仕訳法並びに仕訳帳制は、明治6年12月に大蔵省より刊行されたわが国最初の複式簿記書である『銀行簿記精法』に由来している。「シャンド簿記」という俗称は、『精法』の完成にあずかって力があつたと伝えられる御雇外国人の英人銀行家アレキサンダー・アラン・シャンドの名に由来するものである。この現金式仕訳法は、爾後およそ一世紀におよぶ銀行簿記の実務を支配してきた。そして、この特殊な仕訳法を支える制度的な基礎をなしたものは、「銀行法施行細則」の業務報告書「雛形」第31項「現金」において、現金の出納額に振替取引額をふくませていたためであった。昭和44年(1969年)3月の改正で、この項が削除されることになったので、現在では、ようやくこの伝統的な現金式仕訳法から離脱する銀行がでてきている。注目すべき動向である。

明治13年1月『銀行課第一次報告』の第一款「銀行課事歴」の一節にいう。

「銀行ノ我国ニ興ルヤ実ニ創始ノ事業ナルヲ以テ明治五年七月銀行学士アルレン・シャンド氏ヲ紙幣寮ニ聘シテ銀行諸般ノ事務ヲ諮問シ銀行必須ノ書ヲ草セシム即チ銀行大意及銀行簿記精法是ナリ且銀行雑誌ノ如キモ亦其材ヲ同氏ノ著書ニ採ル者多シ加ルニ学局ノ設立生徒ノ陶冶等ニ到リテモ同氏ノ指授ニ出ルモノ少シトセス」

「願フニ我銀行創始以来未タ数年ヲ出スシテ今日進歩ヲ致ス所以ノモノハ固ヨリ当局者ノ勉励ニ由ルト雖モ『シャンド』氏ノ功居多ナリト謂ハサルヘカラス 氏ハ十年一月即チ当

課ノ本省ニ遷ルニ際シ辞シテ其国ニ帰レリ」

また、第三款「国立銀行検査ノ事」の一節にいう。

「明治六七ノ両年間ハ銀行ノ事務未タ緒ニ就カス其役員ハ皆旧来ノ商估ニシテ嘗テ一人ノ簿記法ヲ解スルモノ無シ 是ヲ以テ銀行ノ出納計算ニ関スル諸帳簿ハ一定ノ法ニ依ラシムルノ成規ナリト雖モ未タ遽カニ従来ノ記帳ヲ更ムル能ハス 之カ為ニ大ニ其検査ニ苦ム事アリ故ニ当時本課ハ首トシテ簿記法ヲ改良ナラシムルニ注意スト雖モ猶ホ往々陰ニ日本旧様ノ帳簿ヲ混用スルモノアリテ到底各銀行ノ簿記一定スル能ハス 然レドモ営業日ヲ積ムニ従ヒ其出納漸ク多岐ニ涉ルヲ以テ久ク之ヲ苟且ニ付ス可カラズ 故ニ紙幣頭ハ小野組破産ニ会シ御雇英人アルレン・シャンド氏ヲシテ各銀行ノ帳簿ヲ検査セシメ以テ其業務ヲ振刷セント欲シ其議ヲ大藏卿閣下ニ開陳シ其允許ヲ得乃チ明治八年一月ヨリ同氏ヲシテ各銀行ヲ検査セシム 是ニ於テ検査ノ方法始テ立チ各銀行ノ簿記井然条アリテ案レズ其資産負債ノ実況初テ瞭然タルヲ得タリ」

『銀行簿記精法』は、銀行の経営組織論(とくに株式会社論)と帳簿組織および報告書類とを中軸とした啓蒙書であり、簿記書としての側面からみると、帳簿雛形(書体)を掲示し、とくに仕訳帳として「現金式仕訳帳」(cash journal)を解説している点が最も特徴的である。一般にはシャンドの著述を日本人が訳出したと理解されているが、私見では、シャンドの口述ないし草稿をそのまま日本語に引きなおしたものではないと考えている。素材としてシャンドの教示をえたことにはちがいないが、訳者達の並々ならぬ創意・工夫のあとがみられる。なお、シャンドの『精法』にみられる帳簿雛形に極めて類似した同時期の資料(手書きのもの)が、第四国立銀行の後身である第四銀行(新潟)に現存している。この両者を比較すると、多少の相違点もあり、初期の銀行簿記の仕組や基本的な思考を推量する

のに大そう役立つ。詳細は第3章(別稿)を参照されたい。『精法』にしてみても、第四銀行資料にしても、共通していえることは、簿記書としてみた場合(『精法』はもともと定石化した簿記テキストではなく、帳票・計表の雛形を中心とした手引書である)、甚だ非体系的であり、また、最大の欠陥は、「決算」の説明がまったく欠落していることである。とくに「決算」についてみると、『精法』には損益勘定(集合計算勘定としての)の雛形が存在していないが、第四銀行資料には損益勘定と資本金勘定の書体・雛形がある。しかし、この雛形だけでは、第四銀行資料の場合でも、残念ながら決算の実況は判明しない。明治12年4月版權免許の『銀行簿記例題』と明治14年8月版權免許の『銀行簿記例題解式』とは、「簿記テキスト」としては、はるかに体系的であり、また、後者では決算並びに財務諸表の作成手続も詳細に解説している。両書については第1章の第4節を参照されたい。銀行簿記書は、この両書によってその初期のパターンが確立したといってよい。つまり、取引事例を網羅的に設定し、帳簿雛形によって具体的に記帳を示すというアプローチである。明治末期から大正・昭和期にはいっても、一般の簿記書(銀行簿記に限らず)にこの種のパターンによる解説の手法がみられる。その実例は、枚挙にいとまがないほどである。

『銀行簿記精法』の解析は、次章で取り扱ってあるが、ここでとくに注意すべきことをあらかじめ指摘しておく。この書物は、前述したように、いわゆる簿記書としての体系を備えたものではなく、内容的には銀行業務の解説と帳簿論ないし帳簿組織論と報告実務とを主体としたものである。決算会計が完全に欠落しているのみならず、帳簿論としても列挙的なもので「記帳の手続」の側面からすると不十分である。シャンドのものとしては、この『精法』と並んで、「記帳の手続」としての側面に詳細に言及してこの『精法』の欠陥

の一部を補う役割を果たした『日本国立銀行事務取扱方』がある。

『日本国立銀行事務取扱方』は、明治10年12月13日刊『銀行雑誌』(第一号)から同雑誌の(第十号)(うち五号・七号・九号にはなし)にかけて分載されたものであり、前文で次のようにいう。

「この一編は英人暹度氏旧紙幣寮御雇中、同氏の曾て彼国銀行において実験せし所を以て、わが国立銀行の実際に就き、その便否を斟酌して筆記せしものに係る。今訳出して以て世に示す」。現金式仕訳法という特色のある銀行簿記法が、イギリス銀行の実務に由来することは、本章で後述する。

『日本国立銀行事務取扱方』には、事務分掌や検査あるいは、「金庫建築法」や「銀行の建築法」のような事項まで記述してあるが、とくに注目すべきものは、「簿冊に関する規定」と「簿記に関する規程」とである。前者には、諸帳簿の保管、整理法、装釘、証書の保管、帳簿上の記入様式、訂正記入の方法、元帳勘定の整理法等について詳細に説明しており、後者には、総勘定元帳の記帳手続、諸勘定間の照合(とくに現金勘定)、補助元帳の説明、日記帳の記帳手続、日記帳と伝票との関係、日記帳と増補日記帳との関係、日記帳と日締帳との関係等々の具体的な簿記手続の解説が行なわれている。

『精法』と並んでこの『取扱方』は、初期の文献としては最も注目すべきものである。

(補遺)「金札発行の顛末」

指原安三編『明治政史』(明治25年6月刊)の第一分冊112頁以下に、太政官札(金札)の発議者であった三岡八郎(由利公正)の「その始末の演説」が収録されている。その一部を引用して参考に供する。

「此方法(注・紙幣発行)に由り、産物を起すと云ふことについては、大きに熱心をして何とぞして日本の富国の基礎を立てたいと思ふて一切横井平四郎と相談を致した。その時この切手

の法を何卒日本国中に行はせたい。恰度この時は何れも身代がわるい又金の融通がすくない是非とも切手を発行して物産を起し貿易を利用して日本を以て物産国とせねばならぬと考へて居りました。……(中略)……この考へを起して居る内国から人が来たから右のわけを伝え又薩藩の人にも伝へ坂本龍馬が国事に奔走して居た時だから、坂本にも伝へました。この時坂本は越前へ来まして色々と国事の相談やら戦争の話など致し、最も会計の事に相談を遂げて袂を分ちましたが、程もなく私は、朝廷から召さるる事に為りましたから、即召に応じて出た時の有様は、何とも云ひやうのないほど困難であった。夫れ故に例の金札発行物産興起論を持ち出した所が満朝朝の一人として陳腐漢で分る人物がない。然るに兵隊は戦争に出て居るし兵糧は尽きて食はずものがない。傷を受けた奴も、其儘にして療治することも出来ぬ始末で、戦場よりはどんと金を支給して呉れと迫まる。此時政府の方向は金札を発行するともどうとも斯うとも定らず、私は正月七日に呼び出されてから色々と尽力したが、まだ定まらぬ時に私が金札発行の事を申すと、中にも大反対するものも出たけれども、中には夢にも思ひ掛けぬ話だと感心する者もあり、兎に角に時勢必迫どうすることも出来ぬ。夫れから其月二十九日に至り衆議を開かれた。……(中略)……私の番へ廻りましたから、私はどうしても、金札を発行せねばならぬと言ふ道理を長々と主張しました。衆議紛々大議論の後遂に私の申立を御取上げに為るから其如く遣れとの御意で御座りましたから、私は必死に為てやりかけた。やりかけましたが案外なのは反対者が寔に多くて刺客が毎日のように遣て来て中々油断がなりません。……(中略)……随分困難な場合であった余事はさておき、金札の幾分を出来して、いよいよ五月二十五日から発行することに為った。……(中略)……其の前晩に至り突然金札発行停止の命を受けました。……(中略)……私もほとほと困たが致し方がないから、私は覚悟致しましたと答へました。どうするのか、と尋ねられたれば、二条城に金札があるからあれへ火をつけて城を焼き、自刃する一策で御座る。最早、今日の場合と為っては仕

方がないから二条城を焼て天下に其の焼かれた事を示したならばよからうと申し上げた。その時に故の岩倉公から貴公の説も御尤も千万じゃがなにも火をつけるにも及ぶまい、さりとて是れを発行せざるときは、戦争に出て居るものが死ぬより外仕方がないでは困ったものだと思つて居る内に、暫く控へて居れとの云ひつけにより、別に控へて居った所が、前の通りにて金札発行苦しからずと申されたれば、私も漸く其の目的を達することを得たと思ひました。此の事は民間商工業の仲間にては少しも異論御座りませなんだが、華士族社会にやかましく云ふ者が多く困りました。西郷隆盛は兵力を以て押しつけるより致方ないと云ふて、とふとふ下の関まで出張たのであります。さういふ訳で金札の使ひ方を覚えたのであります。」(注・原典には句読点はないが、必要最少限でこれを付けた。)

三岡八郎をして、「紙片にて天下を取れり」と傲語させたこの太政官札は、財政窮乏を救う一策として「一時ノ権法ヲ以テ」発行されたものではあるが、三岡自身の意図は、明らかに彼のいう「物産興起論」つまり社会資本の創出にあったわけである。

第2節 銀行統一簿記組織の影響

(1) 現金式仕訳帳制

前節でのべたように、わが国における産業近代化の礎石となったものは、国立銀行の創設であった。また、西欧文化の一環としての複式簿記法を会計制度近代化の基盤としていち早く導入したのも、国立銀行会計制度であった。他方、官庁会計の分野においては、明治8年末頃より大蔵省においてテスト・ケースとして複式簿記法を採用して以来、明治11年8月29日には大蔵卿大隈重信が「複記帳簿法ノ儀ニ付伺」を太政大臣三条実美に提出し、この稟議により同年9月30日に太政官は官省院使・府県に対して通達第42号により「金銭出納簿記ノ儀明治十二年七月ヨリ複記法ニ改正可致……但簿記条例及模本等ハ大蔵省ヨリ可相達候事」という布達を行なった。大蔵省

はこの布達をうけて「計算簿記条例」を編成して各方面に帳簿雛形とともに通達した。かくして、官庁金銭会計の複式化という画期的な方途が打出され、制度に多少の曲折はあったが、明治22年2月「会計法」・同年5月「会計規則」の制定により廃止される間つづいたのである。いみじくも、大蔵省の強力な推進によって、官民を代表する「銀行簿記」と「官庁簿記」の両領域において、ひとしく複式簿記法による会計制度の近代化が図られることとなり、この両者を有力な先駆として、当時新興の諸企業では、当初から、あるいは割合に早い時期に複式簿記法の採用にふみきっている。官庁会計制度の展開については、別章でくわしくのべる。

従って、当然のことながら、当時のそして今日にまで引継がれている諸企業の簿記組織には、銀行統一簿記組織の影響とみるべきものが多い。本節では、簿記の領域に限定してその代表的なものを紹介するが、財務諸表の体系と構造とに与えた銀行会計の影響もまた見落すことのできぬ重要な会計制度史研究上のポイントであることを、とくに指摘しておく。詳細については別章でくわしくのべる。

すでにのべたように、わが国銀行簿記最大の特色は、シャンド簿記の伝習である「現金式仕訳帳」の採用にみられる。銀行簿記の伝統的な慣用語では、『精法』以来、「日記帳」(day-book)と称している。一般に日記帳ないし当座帳(day-book, waste-book, memorial, blotter)といえは取引の歴史記録(historical record)のことを指しており、仕訳帳(journal)と区別しているが、銀行簿記では伝統的に「仕訳日記帳(journal-day-book)」ないし「現金式日次総合仕訳帳」のことを「日記帳」と称しているので混同しないよう注意を要する。

この銀行日記帳の由来については異説もあるが、イギリスの一部の銀行で伝統的に今日まで採用してきているものであり、今日では、'day-book'とはいわずに'general cash book'

'main cash book' 'key book' あるいは'daily summary book' と称することがある。すでに1777年刊のR.ハミルトン『商業入門』第5編では、その第2章で、「現金出納仕訳帳と元帳だけの記帳方法」として、この「現金式仕訳帳制」を解説しており、非現金取引については、これを擬制して現金取引化し、「例えば商品を掛で売却したときは、現金で売却し、同時に、買手に等額を貸付けたとみればよい。」と解説している。1818年刊のF. W. クロンヘルム『新式簿記』(18頁)にも、現金式仕訳帳制の簡単な説明がある。現行のイギリス簿記書の一部にも、勿論この説明はある。この極めて特徴的でイギリスを除いてはあまり類例のない現金式仕訳帳制(cash journal system)は、わが国の場合、後述する伝票制度と結びついて発達し、銀行業にとどまらず、他の産業の帳簿組織にそのままとり入れられた実績がある。その理由は、いくつか考えられるであろうが、著者のみるところでは、第一に銀行の主導的地位、第二に大蔵省内に開設された教育機関の啓蒙的役割、であろうと思われる。後者につき若干敷衍しておこう。明治5年4月に大蔵省は自省内に銀行学局を開設して銀行簿記の教育を行ない、また、明治10年2月には銀行課内に銀行伝習所を設け、官費生たる官吏(地方吏員をふくむ)のみならず民間の自費生にも入所を許可した。明治13年にこの伝習所は廃止されたが、銀行簿記の教育は明治15年から明治19年の間に銀行事務講習所に引継がれ、さらに、明治19年5月には東京商業学校(一橋大学の前身)付属銀行専修科主計学校として明治26年まで存続した。この間に前後600人にも及ぶ講習生を養成しており、現金式仕訳帳制を中軸とした複式簿記法の普及に貢献した。

このために、伝票→日記帳(cash journal)→総勘定元帳→日計表(日次残高試算表)という銀行簿記における伝統的な主要帳簿の体系を、まったくそのままの形で自社に導入するもの

が少なくなかった。次に掲示した国際通運株式会社の經理規程の一部は、同社の後身である日本通運株式会社の創設当初（昭和10年頃）まで、そのままの形で踏襲されている。

第7条 入金伝票，出金伝票，振替伝票ハ
毎日取りマツメ之ニ各勘定科目，
集計表ヲ付シ日記帳ニ記載スヘシ

第62条 日記帳ハ左記ニ抛リ処理スヘシ

- (a) 現金収支ハ入金伝票，出金伝票ニ抛リ内容ヲ一日毎ニ記載ス
- (b) 振替収支ハ振替伝票ニ抛リ一日毎ノ集計額ヲ記載ス
- (c) 一日ノ記載ヲ終リタルトキハ所定ノ様式ニ抛リ帳簿ノ締切ヲナシ総勘定元帳ニ転記ス

第63条 総勘定元帳ハ左記ニ抛リ処理スヘシ

- (a) 各勘定ノ大科目別ニ口座ヲ設ケテ処理ス 但シ收支運賃及諸料金，仕払運賃及諸料金，営業費ニ属スル勘定ハ各款口座ニマトムルコトヲ得
- (b) 日記帳ヨリノ転記ハ各勘定科目ノ入方ヲ貸方ニ，出方ヲ借方ニ記載ス 但シ現金科目ハ入方ヲ借方ニ，出方ヲ貸方ニ転記ス
- (c) 前号ノ転記ハ日記帳ノ「元帳丁数」欄ニ総勘定元帳ノ頁数ヲ記入シ総勘定元帳ノ「日記帳丁数」欄ニ日記帳ノ頁数ヲ記入ス
- (d) 日記帳ノ転記ヲ終リタルトキハ一日毎ニ各勘定口座ノ残高ヲ算出シ日計表ヲ作成シテ記帳ノ正否ヲ確ム

さらに遡って、大正14年4月制定『支店執務規程改正の要点』をみると、「諸勘定日報」（注・総勘定元帳）の解説に、「貸借ハ収支ヲ其儘トシ金銭ノミ反対ニ記入」する旨の説明があり、現金式仕訳法の一変形である「収

支簿記法」を採用している。

(2) 伝票制度

「伝票」(slip, note, ticket)とは、取引の事実を関係各部署に「伝達するための小票」という意味をもった成語であると考えられる。わが国の会計制度史上、この会計用語は、比較的古くからあり、例えば、明治8年7月制定の「出納寮金穀出納計算条例」（官庁会計の領域）第一条では、

「歳入出甲乙部及ヒ準備金出納月計簿ハ伝票ニ抛リ実地出納セシ金額ヲ月計整理シ……」とある。

また、明治8年11月に大蔵省で金銭会計に複式簿記法を適用した際に、「大蔵省出納条例」の実施細則として「伝票簿記条例」を制定している。

上掲のいわゆる「伝票」は、今日の用語でいう「現金伝票」の原型をなすものであるが、同様の事情が明治6年12月刊『銀行簿記精法』にもみられた。すなわち、同書は、第六章・第二節（第一巻・第二十丁ないし第二十二丁）に雛形を掲示して「入金手形」（収納伝票に相当するもの）と「仕払手形」（支払伝票に相当するもの）とを明記している。次のとおりである。

一 書中入金手形ト記スルモノハスベテ銀行ニ
入来ル勘定ハ如何ナルモノト雖モ此ノ手形ニ
記入シテ収納方ノ手ヲ経テ入金ノ手續ヲナス
ナリ

入金手形ノ書体左ノ如シ

記	
一 金八百五拾円也	
正	金
本店紙幣	百円
他店紙幣	五百円
本店切手	二百五拾円
他店切手	
八百五拾円	

右者大黒屋福助ヨリ当座預金勘定トシ
テ書面之通入金候事
明治六年五月三日
第一国立銀行

		内 訳		
裏 面	本店切手	他店紙幣	他店切手	
	金田銀藏 振出シ 百円一枚	第二国立 銀行 拾円三十枚		
	今井三郎 百五十円 一枚	同 五円二十枚		
		同 一円 百枚		

一 書中仕払手形ト記スルモノハスベテ銀行ニ
テ仕払フ勘定ハ如何ナルモノト雖モ此手形ニ
記入シ仕払方ノ手ヲ経テ出金ノ手續ヲナスナ
リ
仕払手形ノ書体左ノ如シ

記	
一	金二百五十円也
	内 正金 七拾円
	紙幣 百八拾円
	右者筆墨紙買入勘定トシテ紙屋幣作へ仕 払候事
	明治六年五月三日
	第一国立銀行

現金伝票に対応する非現金伝票は、わが国では「振替手形」・「振替伝票」として制度化されるに至る。その原始形態は、明治10年代になると銀行簿記書・商業簿記書並びに実務にその姿をあらわしている。元来、「振替」という発想は、「入金」と「出金」との振替を意味するものであるから、いわば、収納伝票と支払伝票とを合成するという発想（振替収納・振替支払）とみるのが沿革的には正当であろうと考えられる。

このようにして、「収納伝票」・「支払伝票」・「振替伝票」という三伝票制が、早い時期に開発されることになったので、この形態の伝票制の発達は、わが国においてはとくにめざましく、簿記の記帳実務の中核を占めるに至っている。わが国の簿記の帳簿組織の特色は

何かという問に対しては、著者は躊躇なく「現金式」か「貸借式」かは別として、「伝票式日次総合仕訳帳制」であると答えたい。銀行で開発されかつ発展した三伝票制が、わが国の一般の企業簿記に与えた影響は決定的であった。少なくとも主伝票としては、いずれの企業であっても（あるいは非企業の場合でさえも）、その業種のいかんをとわず、例外なくこの三伝票制である。明治期の官（私）設の鉄道会計では、「収入憑書」・「支出憑書」・「報告憑書」とよんでいる。なお、明治初期には、「伝票」・「手形」・「切符」の三つの用語が混用されていた。これらは、slip, note, ticket, に相応ずる訳語として、次第に区別されるようになっていったものである。身近な実例を一つだけあげておこう。明治5年新橋・横浜間のわが国最初の鉄道では、当時「切符」といわず「手形」とっていた。「道中手形」といった用語法と同じである。また、明治初期の一部の銀行実務には、「収納切符」・「仕払切符」・「振替切符」という用語がみられた。

なお、振替伝票の起源につき、西川孝治郎氏は、明治11年刊藤井清『和政帳面くらべ』と明治12年大坪文次郎の著書により「振替手形」を紹介しておられる。前掲の大坪氏の『簿実地営業取引書』の序文中には「二三銀行ニ於テ親シク目撃シタル景況ヲ折衷シテ」編輯したことが明らかにされているので、当時の銀行簿記の実務では、すでに振替伝票が存在していたとみるのが正当であろう。

(3) 残高式総勘定元帳制と日計表の作成

総勘定元帳 (general ledger) とは、資産・負債・資本に属する在高計算勘定群と、収益・損費（費用と損失）に属する損益計算勘定群とをすべて網羅した勘定分類帳簿である。その様式には、一般に、標準式 (standard-form) と残高式 (balancing-form) とがあると説明されている。とくに前者を“T” form といっている。この両様式には、単なる形式論上の問題

であるにとどまらず、会計制度史的な意味のあることをとくに注目すべきである。すなわち、前者は、永くヨーロッパ大陸系統の国々で採用されてきた伝統的様式であり、後者は、アングロ・アメリカン系統の国々で採用してきた伝統的様式なのである。

わが国の場合は、明治初年以來、イギリス簿記実務の圧倒的な支配下に会計制度近代化の基礎をかためてきたのであり、大陸の制度の直接的な影響は、明治23年制定の商法以来のことであった。したがって、銀行簿記でも官庁簿記でも、前者の「総勘定元帳」、後者の「原簿」は、いずれも残高式を採用した。

年月日	摘要	借方	貸方	借又 貸	残高

この様式は、今日に至るまで簿記実務を完全に支配している。さらに、日次に算出される残高について「日計表」（日次残高試算表のこと）を作成するという慣行も、銀行・官庁の簿記にはじまり今日に及んでいる。

教科書の類で、「標準式」を用いているのは、複式簿記の基本原理解を説明し教育するのに便利であるという利点があるためと考えるべきであり、「標準」という表現にとらわれて、実務上一般化していると判断してはならぬ。わが国の実務上の「標準」は、残高式総勘定元帳なのである。アメリカの某書で“T” form is useful in teaching and analyzing the accounts. といっているのは、英米両国およびわが国の場合につきまさに正鵠をえた見解である。総勘定元帳の様式だけをみても、おおよそ、その帳簿がどの系統の会計制度の影響を受けたものかわかるくらいである。単なる様式上の問題として簡単にかたづけてはならない。制度の永い伝統に想をめぐらすべきなのである。

(4) 簿記の慣用語

今日の簿記の慣用語には、銀行簿記とく

に『銀行簿記精法』に由来するものが多い。

第一に、「簿記」(bookkeeping) という用語そのものが、成語のいきさつにつき諸説があり、中には珍奇な説もあるが、書名としてわが国最初の複式簿記書である『銀行簿記精法』に用いられているということは、きわめて象徴的である。明治6年6月・明治7年7月に刊行された福沢諭吉の訳書では『帳合之法』とあり、「帳合」(チョウアイ) という旧幕時代からの慣用語になっている。明治初期には、簿記という訳語のほかに、官庁の場合の明治15年8月大蔵省達「改正記簿組織例言」のように「記簿」とするものが、一般の商業簿記書にもみられたし(成語としては、帳簿を記帳するのならば、記簿であって簿記では明らかにおかし)、また、「複式簿記」・「単式簿記」といったかたくりしい訳語ではなく、「複認」(カサネドメ)・「単認」(ヒトエドメ) という洒落な翻訳もみられた(加藤斌訳「商家必用」, 原典は会計史上有名な W. Inglis の簿記書)。しかし、制度上もまた書物の上でも、早い時期に、「簿記」という用語が一般化している。

すでに言及したように、明治6年12月大蔵省が刊行した『銀行簿記精法』は、わが国で最初の複式簿記書であったのみならず、当時新創の国立銀行の経営・会計の指導書として果たしたその啓蒙的役割は、きわめて大きかった。のみならず、爾後日ならずして全国的規模でまきおこった会社設立のブームに乗って数多く開設された諸会社は、国立銀行の会計制度を手本とするものが多く、また、教育の面でも、この『精法』はテキストとして広く採用された実績がある。

このような諸般の事情から、今日までに伝統的に用いられている簿記・会計の慣用語の中には、『精法』に由来するものが相当ある。その中で、最も典型的ともみられるものは、簿記用語としては象徴的ともみられるべき「借方」・「貸方」という専門用語であり、他は、複式簿記の「在高(財産)計算」と「損益

計算」とを遂行するための中軸的な帳簿である「総勘定元帳」という帳簿の名称である。

勘定口座を集めた勘定分類による統計的記録のための帳簿を、英語では **general ledger** という。この種の機能を果たす分類統計の帳簿は、14世紀の中世イタリア自由商業都市の商家で用いられていた複式簿記帳簿あるいはパチオリ『ズマ』(1494年)にも、*Quaderno* という名称で存在しており、複式簿記帳簿の中軸をなす存在であった。大陸諸国では、*grand livre, libro grande, libro mastro, Hauptbuch* 等という。「大帳」、「主帳」、「首帳」という意味である。日記帳 (day book, waste book)、仕訳帳 (journal) については、イタリア簿記の伝統的な用語をうけ入れながら、なぜ 'ledger' というこの「奇妙な例外」ともいえるような用語を採用したかについては、その語源をめぐって、古くからイギリスの簿記諸家の間で種々な説がある。詳細は前掲の拙論『近代簿記の系譜』を参照されたい。『精法』をはじめとする銀行簿記関係文献およびその影響を受けた文献以外のわが国の先駆的な簿記書を調べてみると、この種の帳簿

を、「総勘定元帳」と訳して用いた例は、ほとんどないといってよい。例えば、『帳合之法』では「大帳」と訳しており、そのほかの例で比較的多い訳語には、「原帳」・「元帳」・「原簿」等があった。また特殊な事例としては、「仕切帳」(明治10年4月刊・『商家必用』W. Inglis の簿記書の訳本)がある。なお、同書では仕訳帳に相当する帳簿のことを「中仕切帳」と訳している。

「総勘定元帳」とは、いかにも固く重しい語感のする訳語であるが、それにもかかわらず、次第に簿記実務に浸透し、今日では、完全に、銀行のみならず一般の企業簿記の慣用語としての地位を確立しており、わずかに、往時「複式簿記法」を採用したことのある官庁金銭会計の領域に、「原簿」、「国庫原簿」、ないし「出納原簿」という名称が唯一の例外として残っているにすぎない。銀行統一会計制度の強い影響力を如実に物語る事歴の一つであると思う。

借方・貸方の用語法の問題点、とくに商法規定にみられる「貸方」・「借方」の用語法との相違等については、後にくわしくのべる。